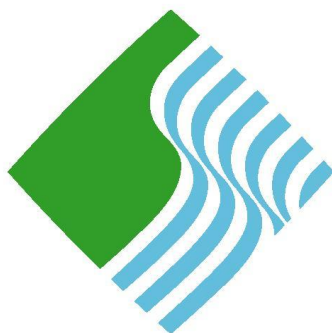


西条市人権文化のまちづくり基本計画

～みんなで作る人権文化のまち西条～



西 条 市

はじめに

西条市では、部落問題をはじめとする様々な人権侵害をなくし、人権が尊重される明るく住みよいまちづくりの実現に向け、平成16年11月に「西条市人権文化のまちづくり条例」を制定し、平成17年12月には、人権文化に根付いた明るく住みよい地域社会を構築していくことを目指して、人権尊重都市宣言を行いました。

さらに、平成21年3月には、人権文化のまちづくり条例に基づき、人権施策を総合的かつ効果的に推進するため、「西条市人権文化のまちづくり基本計画」を策定し、人権施策を推進してきました。

しかし、今日の国際化、少子高齢化など社会環境の急速な変化に伴い、人権問題は、多様化、複雑化し、インターネットや携帯電話の普及など情報社会の進展の中で、新たな人権課題が生じております。

国においては、平成28年に人権三法と呼ばれる「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」及び「部落差別の解消の推進に関する法律」を相次いで公布・施行するなど、様々な人権課題解決に向けた法整備が進んでおり、地方自治体においても差別解消を推進するための更なる取組が課題となっております。

このような背景のもと、様々な人権課題への解決に向け更なる人権施策を推進するため、平成21年3月に策定した基本計画における取組の成果と課題、また令和元年12月に実施した「人権問題に関する市民意識調査」の結果を踏まえ、この度「西条市人権文化のまちづくり基本計画」の改定を行いました。

今後は、この基本計画を指針として、すべての市民の人権が真に尊重される人権文化の花が咲く西条市の実現を目指して、人権に関する施策の総合的かつ効果的な取組を推進し、人権意識の高揚を図ってまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、ご審議を賜りました人権文化のまちづくり審議会委員の皆さまをはじめ、ご協力いただきました関係者の方々に心から感謝申し上げます。

令和3年3月
西条市長 玉井 敏久

目 次

第Ⅰ章 基本的な考え方	1
1 計画改定の背景	1
2 計画改定の趣旨	5
3 基本計画の性格	5
4 基本計画の目指すもの	6
第Ⅱ章 基本的施策の推進	7
1 人権を取り巻く情勢	7
2 市民意識調査等からみる西条市を取り巻く現状	8
3 人権教育及び啓発の推進	9
第Ⅲ章 重要課題への対応	14
1 部落問題	14
2 女性	16
3 子ども	18
4 高齢者	20
5 障がい者	22
6 外国人	24
7 エイズ患者・H I V感染者	26
8 ハンセン病問題	27
9 性的指向・性自認（S O G I）	28
10 犯罪被害者等	30
11 インターネットによる人権侵害	31
12 北朝鮮当局による拉致問題	32
13 被災者	33
14 その他の重要課題	33
第Ⅳ章 推進体制	39
1 市の推進体制	39
2 国、県及び他市町との連携	39
3 各種関係機関との連携	39
4 市民に期待される役割	39

資 料

1	日本国憲法（抄）	41
2	世界人権宣言（抄）	43
3	同和対策審議会答申（抄）	46
4	地域改善対策協議会意見具申（抄）	52
5	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	55
6	西条市の取組	
(1)	人権尊重都市宣言	57
(2)	西条市人権文化のまちづくり条例	57
(3)	西条市人権文化のまちづくり条例施行規則	58

第 I 章 基本的な考え方

1 計画改定の背景

(1) 国際的な動向

人権の保障が世界平和の基礎であり、人類の自由と平等を実現するためにも必要であるという国際的な認識から、国際連合は、1948（昭和 23）年、第 3 回総会において「世界人権宣言」を採択し、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心を授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない」と全世界に表明しました。

その後、国際連合では、「国際人権規約」、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約。以下「女子差別撤廃条約」という。」、「児童の権利に関する条約。以下「児童の権利条約」という。」、「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」など、人権保障のための条約が採択されたほか、「国際婦人年」や「国際児童年」、「国際障害者年」などの国際年を定めるなど、それぞれの課題を解決するための取組が進められています。

しかし、人種、民族、宗教等に起因する地域紛争が多発し、飢餓や難民問題など深刻な人権問題が表面化したため、1993（平成 5）年にウィーンで開催された世界人権会議で、人権教育の重要性が改めて提唱され、翌 1994（平成 6）年の国連総会において、1995（平成 7）年から 2004（平成 16）年までの 10 年間の「人権教育のための国連 10 年」とするとともに、その具体的なプログラムとして「人権教育のための国連 10 年行動計画」を採択し、「人権という普遍的な文化」を世界中に構築するための運動に着手しました。

その後、「人権教育のための国連 10 年」の終了を経て、2004（平成 16）年、国連総会において「人権教育のための世界計画」が採択され、初等中等教育における人権教育をテーマとする「第 1 フェーズ（段階）」（2005（平成 17）～2009（平成 21）年）、高等教育における人権及び教育者、公務員などへの人権教育プログラムをテーマとする「第 2 フェーズ」（2010（平成 22）～2014（平成 26）年）、メディア・ジャーナリストにおける人権教育及び第 1・第 2 フェーズの取組の強化をテーマとする「第 3 フェーズ」（2015（平成 27）～2019（平成 31）年）の取組を進め、現在、重点対象を「若者」にして、特に平等、人権及び非差別、平和な社会のための包摂と多様性の尊重に力点を置く「第 4 フェーズ」（2020（令和 2）～2024（令和 6）年）の取組を進めることとしています。

2015（平成 27）年 9 月には、国連総会が、2030（令和 12）年までの国際目標であり、すべての人権が尊重される世界などを目指す「持続可能な開発目標（SDGs）」

を採択しました。我が国においても、「持続可能な開発目標実施指針」を策定し、具体的な取組を進めています。

また、ハラスメントの根絶を求める声が世界的に広がる中、国際労働機関（ILO）が、2019（令和元）年の総会で、「仕事の世界における暴力及びハラスメントの除去に関する条約」を採択しました。

(2) 国内の動向

我が国においては、基本的人権の尊重を基本原理の一つとする、日本国憲法第13条において「すべての国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と規定しており、「国際人権規約」をはじめとする人権関係諸条約を批准し、加入するとともに、国政の全般にわたり、人権に関する諸制度の整備や施策が進められてきました。

そのような状況のもと、1965（昭和40）年の「同和対策審議会答申。以下「同対策答申」という。」に基づき、1969（昭和44）年から、同和問題の解決に向けた特別対策や同和教育が進められてきました。しかし、1996（平成8）年、総務庁の地域改善対策協議会が「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」の意見具申を行い、「地域改善対策事業を特別対策から一般対策へ移行して、教育、就労などの面で、なお残された課題の解決について、工夫しながら着実に実施していくとともに、依然として存在している差別意識の解消を図るため、これまでの同和教育や啓発の成果とその手法の評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育・人権啓発として再構築し、その中で同和問題を人権問題の重要な柱としてとらえながら、積極的に推進していく」という方向付けが行われました。

1997（平成9）年には、国際連合からの呼びかけに応じて、あらゆる場を通じて人権教育を推進することとして「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」が策定されました。この「国内行動計画」策定の動き等を踏まえ、1996（平成8）年、人権に関する施策の推進について、国の責務の明確化や必要な体制整備を目的とする「人権擁護施策推進法」が5年間の時限法として制定されました。

この法律に基づき設置された「人権擁護推進審議会」では、人権教育及び啓発についての施策や人権救済制度の在り方について審議が行われ、2000（平成12）年には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、2002（平成14）年には「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。

一方で、同審議会から、現行の人権擁護制度を抜本的に改革して、差別的取扱い、虐待などの人権侵害の救済と人権啓発の推進を図ることを目的に、2002（平成14）年、新たに「人権委員会」という独立機関を設置することなどを定める「人権擁護法案」が国会に提出されたほか、2012（平成24）年には「人権委員会設置法案」が

国会へ提出されましたが、いずれも衆議院の解散により廃案となっており、実効的な救済を図ることが急務となっています。

近年の主な法律の整備としては、2000（平成 12）年「児童虐待の防止等に関する法律。以下「児童虐待防止法」という。」、2001（平成 13）年「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律。以下「DV防止法」という。」、2004（平成 16）年「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」、2005（平成 17）年「犯罪被害者等基本法」、2006（平成 18）年「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律。以下「高齢者虐待防止法」という。」、2009（平成 21）年「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（青少年インターネット環境整備法）」、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」、2012（平成 24）年「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律。以下「障害者虐待防止法」という。」、2015（平成 27）年「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」があります。

そして、2016（平成 28）年には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律。以下「障害者差別解消法」という。」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律。以下「ヘイトスピーチ解消法」という。」、「部落差別の解消の推進に関する法律。以下「部落差別解消推進法」という。」が相次いで施行されました。2019（令和元）年「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律。以下「アイヌ新法」という。」が制定され、個別の人権関係法を施行することにより対策を進めています。

(3) 県内の状況

愛媛県では、部落問題をはじめとする様々な人権課題に対して、それぞれの人権分野ごとに、課題解決に向けての施策を進めてきました。そして、1997（平成 9）年に、国が策定した「人権教育のための国連 10 年に関する国内行動計画」を受けて、2000（平成 12）年に、2004（平成 16）年を目標年次とする「「人権教育のための国連 10 年」愛媛県行動計画」を策定し、「人権という普遍的な文化」の創造を目指して、あらゆる場を通じて、人権教育及び啓発を進めてきました。

さらに、2001（平成 13）年には、「愛媛県人権尊重の社会づくり条例」が施行され、この条例に基づいて、2004（平成 16）年「愛媛県人権施策推進基本方針～すべての人の人権が尊重される社会の実現を目指して～」が策定されました。また、この間、2003（平成 15）年には、人権啓発の拠点として、県庁人権対策課内に愛媛県人権啓発センターを設置しました。

2010（平成 22）年の「愛媛県人権施策推進基本方針」第 1 次改定では、「犯罪被害者」、「性的マイノリティ」、「インターネットによる人権侵害」及び「北朝鮮による拉致問題」の 4 課題を新たに重要課題に位置付けるとともに、「ホームレスの人々」及び「人身取引」の 2 課題についても新たに「その他の重要課題」として取り上げ

ました。次に、2015（平成 27）年の第 2 次改定では、「被災者」を新たに重要課題として追加するとともに、重要課題以外への取組を記載するため「その他」の項目を設け、様々な人権問題のうち「プライバシーの保護に関する問題」と「患者の人権に関する問題」を例示しています。

この間の 2013（平成 25）年には、「愛媛県人権・同和教育基本方針」を策定し、これまでの同和教育の成果や視点を継承するとともに、国際的な潮流やその取組に学びながら、愛媛県人権施策推進基本方針の具現化を図る教育を推進しています。

2020（令和 2）年の第 3 次改定では、職場でのパワー・ハラスメント、セクシャル・ハラスメントなど「ハラスメント」を「その他の重要課題」として新たに取上げたほか、「その他」の項目に「旧優生保護法下の強制不妊手術に関する問題」と「ひきこもりに関する問題」を追加で例示しています。

(4) 市内の状況

本市においては、1993（平成 5）年に旧西条市、旧東予市において、市民の人権意識の高揚を図ることを目的に「人権尊重都市宣言」を行い、部落問題をはじめとする様々な人権侵害をなくするための行政及び住民の責務を明らかにするとともに、人権が尊重される明るく住みよいまちづくりの実現に向け、2001（平成 13）年に、旧西条市は「人権文化のまちづくり条例」、旧丹原町は「人権を尊重するまちづくり条例」、旧東予市は「人権尊重のまちづくり条例」を、2003（平成 15）年に旧小松町は「人権尊重の町づくり条例」をそれぞれ制定しました。

そして、2 市 2 町が合併した 2004（平成 16）年 11 月 1 日に「西条市人権文化のまちづくり条例」を制定し、この条例に基づき、「西条市人権文化のまちづくり審議会」を設置するとともに、翌 2005（平成 17）年 12 月には、西条市議会により「すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつその尊厳と権利について平等である。本市は、日本国憲法の保障する基本的人権尊重の精神が全市民に広がり、お互いに相手の立場を考えた豊かな人間関係をつくり出し、人権文化に根付いた明るく住みよい地域社会を構築していくことを目指して、ここに西条市を人権尊重都市とすることを宣言する」とした人権尊重都市宣言を決議しました。

さらに、近年の国際化、少子高齢化などの社会環境の急速な変化に伴い、人権問題は多様化、複雑化し、インターネットや携帯電話の普及など情報化社会の進展の中で、新たな課題が生じてきています。このため、人権施策を総合的かつ効果的に推進し、市民一人ひとりの人権が真に尊重される人権文化のまちづくりを進めるため、2009（平成 21）年「西条市人権文化のまちづくり基本計画」を策定しました。また、事業推進にあたり、現状と課題を明らかにし、今後の人権施策推進の基礎資料とするために、同年「人権問題に関する市民意識調査」を行いました。この「市民意識調査」は 5 年を目途に行うことにしており、2014（平成 26）年、2019（令和元）年に行い、この「市民意識調査」の内容を参考にするとともに、時代に即した

総合的な人権施策を推進するために、今回「西条市人権文化のまちづくり基本計画」を改定するものです。

2 計画改定の趣旨

この基本計画は、すべての分野にわたり人権に配慮し、人権文化のまちづくりに関する施策を積極的に推進するとともに、人権尊重の社会的環境づくりと人権意識の高揚を図り、人権侵害をなくするため、関係機関と連携し、人権教育及び啓発に努めるためのものであり、市民自らが人権文化の担い手であることを認識し、人権意識の向上に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めていくための基本的な考えを示すものです。

改定にあたり、2019（令和元）年に実施した「人権問題に関する市民意識調査」の結果を分析、検討し、市の現状と課題を踏まえるとともに、今後の社会経済情勢や国及び県の施策の動向に柔軟に対応しながら、人権に関する施策の総合的かつ効果的な取組を推進することを趣旨としています。

また、基本計画は、2009（平成21）年に策定した後、今回の初めての改定であり、「性的指向・性自認（SOGI）」、「犯罪被害者等」、「インターネットによる人権侵害」、「北朝鮮による拉致問題」及び「被災者」を重要課題に追加するとともに、「その他の重要課題」として、「ホームレス・生活困窮者」、「人心取引」及び「ハラスメント」を新たに挙げたほか、「その他」の項目を追加し、様々な人権問題のうち「個人情報流出などプライバシーの保護に問題」、「患者の人権に関する問題」、「旧優生保護法下の強制不妊手術に関する問題」、「引きこもりに関する問題」及び「新型コロナウイルス感染症に関する問題」を例示しました。

3 基本計画の性格

この基本計画は、部落問題をはじめとするあらゆる人権侵害をなくし、人権文化の根付いた明るく住みよい西条市の実現のために制定した「西条市人権文化のまちづくり条例」第4条の規定に基づき策定するものです。

国の「人権教育・啓発に関する基本計画」及び県の「愛媛県人権尊重の社会づくり条例」、「愛媛県人権施策推進基本方針」を踏まえ、「西条市総合計画」、「西条市男女共同参画計画」、「西条市子ども・子育て支援事業計画」、「西条市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「西条市障がい者福祉計画」など、既存の各種関連計画との整合性を図りながら、今後、西条市が実施すべき人権施策についての基本方針を明らかにするものです。

4 基本計画の目指すもの

人権問題は、市民一人ひとりの問題であり、決して他人事ではありません。この基本計画を指針として、すべての市民の人権が真に尊重される人権文化の花が咲く西条市の実現を目指した取組を、市民とともに積極的に推進していくものです。そして、西条市民一人ひとりが、生活に生きがいを感じ、安心して暮らすことのできる「人がつどい、まちが輝く、快適環境実感都市」の実現を目指して人権施策の充実かつ強化に努めます。人権施策推進の基本姿勢は次のとおりです。

(1) 自己実現の尊重

すべての人の人権が尊重される社会の実現のためには、一人ひとりの様々な生き方が否定されることなく、その個性や能力を十分に発揮される機会の保障が重要です。お互いの自己実現を尊重していくためには、相手の立場に立って考え、行動することが求められます。すべての人が自分らしい生き方のできる地域社会の実現を目指します。

(2) 共同参画の保障

人権が尊重される社会の実現のためには、性別や年齢、出身などによって生きるための可能性を否定されることなく、誰もが地域社会の一員として、あらゆる分野への参画が保障されることが重要です。特に、政策決定の場に当事者が参加し、意見を表明できる機会が保障されることが求められています。すべての人が平等に参加できる地域社会の実現を目指します。

(3) 共生社会の実現

人権が尊重される社会の実現のためには、すべての人がそれぞれの多様な文化や価値観を尊重し、それぞれの個性や生き方を認め、共に生きているという認識を持ち、他人を思いやる心が大切です。

ユニバーサルデザインの考え方にのっとり、またSDGsの取組に対応して、すべての人が障がいの有無、性別や国籍の違い、年齢、出身などに関係なく、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指します。

第Ⅱ章 基本的施策の推進

1 人権を取り巻く情勢

我が国においては、基本的人権の尊重を基本原理の一つとする日本国憲法の下で、国政全般にわたり、人権に関する諸制度の整備や諸施策の推進が図られています。それは、我が国の憲法のみならず、戦後、国際連合において作成され、我が国が締結している人権諸条約などの国際準則により行われています。他方、国内外から、これらの諸制度や諸施策に対する人権の視点からの批判的な意見や、公権力と国民との関係及び国民相互の関係において様々な人権問題が存在する旨の指摘がなされています。

現在及び将来にわたって人権擁護を推進していく上で、特に、部落問題、女性、障がい者、子ども、高齢者、アイヌの人々、外国人、H I V感染者やハンセン病問題などをめぐる様々な人権問題は重要課題になっており、「人権教育のための国連 10 年に関する国内行動計画」においても、人権教育及び啓発の推進にあたっては、これらの重要課題に関して「それぞれ固有の問題点についてのアプローチとともに、法の下での平等、個人の尊重という普遍的な視点からのアプローチにも留意する」とこととされています。

また、近年、「犯罪被害者」、「性的マイノリティ」、「インターネットによる人権侵害」、「北朝鮮による拉致問題」、「被災者」、「プライバシー保護に関する問題」、「患者の人権に関する問題」、「ハラスメント」、「旧優生保護法下の強制不妊手術に関する問題」、「引きこもり」、「新型コロナウイルス感染症に関する問題」といった人権問題が生じています。

このように様々な人権問題が生じている背景としては、人々の中に見られる同質性、均一性を重視しがちな傾向や非合理的な因習的意識の存在等があげられていますが、国際化、情報化、高齢化、少子化等の社会の急激な変化なども、その要因になっていると考えられます。また、より根本的には、人権尊重の理念についての正しい理解やこれを実践する態度がいまだ国民の中に十分に定着していないことがあげられ、このために、「自分の権利を主張して他人の権利に配慮しない」ばかりでなく、「自らの有する権利を十分に理解しておらず、正当な権利を主張できない」、「物事を合理的に判断して行動する心構えや習慣が身に付いておらず、差別意識や偏見にとらわれた言動をする」といった問題点も指摘されています。

人権教育及び啓発に関しては、これまでも各方面で様々な努力がはらわれてきていますが、このような人権を取り巻く諸情勢を踏まえ、より積極的な取組が必要となっています。

2 市民意識調査等からみる西条市を取り巻く現状

本市では、2019（令和元）年度、「人権問題に関する市民意識調査」と「行政職員及び教職員の部落問題に対する意識等の調査」の二つの調査を実施しました。

まず、「人権問題に関する市民意識調査」では、市民が現在、人権にかかわる問題として関心があるものは、「障がい者の人権」、「いじめに関する問題」が4割強、「子どもの人権」、「インターネット（スマートフォン等）による人権問題」、「ハラスメント（パワハラ・セクハラ等）」、「高齢者の人権問題」が3割強、「部落問題」、「プライバシーに関する人権問題」、「女性の人権」が2割強となっています。2014（平成26）年度の調査（以下「前回調査」という。）では、「子どもの人権問題」が約6割、「障がい者の人権」、「いじめに関する問題」がともに4割強を占めていましたが、今回の調査では、人権問題が多様化していることにより、市民の関心が分散している傾向にあります。

一方、「子どもの人権問題」は、前回調査時と比べ約30ポイント減少していますが、「いじめに関する問題」を含めると約8割弱となり、依然として関心の高さがうかがわれます。

「子ども、女性、高齢者、障がい者のそれぞれの虐待について、受けた人の話を身近に見聞きしたことがありますか」という問いに対しては、「子ども」が14.4%、「女性」が22.4%、「高齢者」が13.6%、「障がい者」が10.6%といずれも1割以上の方が見聞きしており、また、「インターネットによる差別的な書き込み」は25.7%と、約4分の1の方が目にしています。

「部落問題は今も残っていると思いますか」という問いに対しては、前回調査時から6.4ポイント減少していますが、市民の半数以上の54%が「今も残っている」と回答しています。その内容は、「結婚差別（75.0%）」が1番多く、続いて「身元調査（30.8%）」、「居住や移転（19.9%）」、「地域行事や近所付き合い（18.2%）」となっています。また、「部落差別を見聞きしたことがありますか」という問いに対しては、7.2%の人が「ある」と答えており、これは前回調査時と比較して半減していますが、まだまだ差別の実態があることを認識しなければなりません。

「部落差別解消推進法」ほか「差別解消3法」については、3法とも「知らない」が約5割、「聞いたことがある」が約4割、「知っている」が約1割であり、若年層の方が認知度が低い傾向にあります。

「あなたの人権意識はこの5年間で高まりましたか」という問いに対しては、「変わらない」と答えた市民が68.0%、「高まった」は10.9%にとどまっています。「高まった」と答えた市民のうち、「どのような時に高まりましたか」という問いに対しては、「人権に関する講座や研修会などに参加した時」45.8%と1番高く、以下、「テレビや新聞などを見た時（32.5%）」「広報やチラシを読んだ時（25.3%）」「職場で実施されている研修や講演会（20.5%）」と続きます。

今回の結果を踏まえ、市民の更なる人権意識の高揚を図るためには、学習の内容、方

法及び場の改善、相互に意見を交流することなどに取り組むことが必要であります。

次に、「行政職員及び教職員の部落問題に対する意識等の調査」では、「部落差別解消推進法」を「知らない」が、行政職員では19.3%、教職員では5.8%います。

「部落差別の存在を知っていますか」という質問に対しては、「知らない」が行政職員では2.7%、教職員では0.7%います。

「部落問題が残っていることについてどう思いますか」という問いに対しては、「一人ひとりの問題として差別解消に積極的に取り組むべき」が、行政職員では45.8%、教職員では70.1%となっており、行政職員に比べて教職員の方が部落差別に対する関心が高い傾向にあります。また、「部落問題はそっとしておけばそのうちなくなる」という問いに対しては、教職員が1.2%に対し、行政職員は6.0%とその比率は5倍になっており、行政としての問題意識の低さが問われています。

差別解消に向けた地方公共団体の責務が法律により明確にうたわれている現在、すべての行政職員が部落問題を自分の問題として受け止めなければなりません。また、教職員をはじめ関係機関との連携を密にしながら、部落差別をはじめとする人権問題の解決に向けた各施策の取組を積極的に推進する必要があります。

3 人権教育及び啓発の推進

(1) あらゆる場を通じた人権教育及び啓発の推進

人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」を意味し（人権教育・啓発推進法第2条）、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」にすることを旨としており（同法第3条）、日本国憲法及び教育基本法並びに国際人権規約、児童の権利に関する条約等の精神にのっとり、基本的人権の精神が正しく身に付くよう、地域の実情を踏まえつつ、学校教育及び社会教育を通じて推進されるものです。

人権意識を高めるためには、人権の意義やその重要性を知識として身に付けるよう啓発を行うことはもちろん、日常生活の中で人権への配慮が行動や態度に表れるよう、一人ひとりの実践力を高め、命を大切に、互いの人格と個性を認め合い尊重する心、他人の痛みが理解できる心など、豊かな人間性を培うことが必要です。そのためには、家庭や学校、地域社会、職場などあらゆる場を通じて、人権教育及び啓発を推進します。

しかしながら、人権感覚は一朝一夕に身に付くものではないことから、様々な人権問題について、生涯にわたり継続した学習ができるよう、子どもから大人まで、学校教育と社会教育との相互連携を図りつつ、長期的な視点に立った、より実践的な学習活動を進めていきます。

ア 学校における人権・同和教育の推進

学校教育においては、教育活動全体を通じて、幼児児童生徒、学生の発達段階に応じながら、様々な人権問題の解決に向けた態度や行動力を身に付け、単なる知識の伝達にとどまることなく、「差別をしない、差別に負けない、差別を許さない」という人権尊重の意識を高めていくことが大切です。

そのためには、人権感覚を磨き、一人ひとりの実践力を高めることが重要であり、それぞれの発達段階に応じた人権学習の推進及び高齢者や障がい者、外国人との交流など、学校における様々な体験学習の充実に努めていきます。

また、人権教育の推進にあたっては、その担い手である教職員の資質の向上が不可欠であることから、教職員の人権に対する正しい理解や認識を深めるとともに、現在、行っている愛媛県人権対策協議会西条支部の学校訪問を一つの機会としてとらえるなど、指導力の向上を図るための研修に努め、西条市人権・同和教育共通教材や地域教材の活用など、学校現場における人権教育の推進を支援し、一人ひとりの子どもの人権が尊重される環境づくりに努めます。

イ 社会教育における人権・同和教育及び啓発の推進

社会教育においては、まず、家庭教育がすべての教育の出発点であり、家族間でのふれあいを通して他人への思いやりや生命の尊重、人間の尊厳など、人権に関する基本的な場として、また、人格を形成する場として、重要な役割を果たしています。親自身が偏見を持たず、差別をしない、差別を許さないということを、子どもたちに示していくことが大切です。

しかし、少子化や核家族化、家族形態の多様化などにより、家庭における教育力が低下していると指摘されており、子どもや高齢者、障がい者に対する虐待、配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」という。）、LGBTなど、様々な人権問題が顕在化しています。

このような家庭での教育力や養育力の低下を補い、強化していくためには、学校、民生委員・児童委員や自治会、地域社会、NPO、各種団体などが相互に連携を深めることが大切です。そこで、様々な機会をとらえて、子育てや高齢者介護、障がい者への理解などに関する学習機会の確保や情報提供を行うなど、固定的な役割分担意識にとらわれることなく、男女が協力して子育てや家事などを行うような意識づくりを進める必要があります。

また、地域社会には、人々との日常の交流を通して、お互いの人権を尊重する意識や相手を思いやる心をはぐくむ役割があります。

これまで、公民館などの社会教育施設や隣保館において、人権に関する学習機会の提供やボランティア活動の推進が行われてきました。

これからも、家庭と学校、地域社会が連携し、地域に暮らす人々が生涯を通じて人権について学ぶことができるよう、学習の場の提供や機会の充実に努めると

もに、研修講師の派遣や紹介、学習プログラムの研究、指導者の養成、愛媛県人権対策協議会西条支部と行う公民館訪問など、社会教育における推進体制の充実に努めます。

ウ 職場における人権・同和教育及び啓発の推進

企業は社会を構成する一員であるという考え方から、その社会的責任や社会貢献が重視されています。企業の海外進出が進むとともに、2019（平成31）年4月には、改正「出入国管理及び難民認定法」が施行され、外国人労働者がさらに拡大する中で、人権への理解や対応が重要性を増しています。

このような状況の中で、企業や事業所においては、セクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、性別などによる不当な差別などのない、働きやすい職場環境づくりを進めることが大切になっています。

また、障がいのある人の法定雇用率の達成や高齢者の継続雇用、外国人の就業環境についての改善や雇用における男女の均等な機会と待遇の確保等の実現を目指すことが求められており、企業向けの研修会の開催や企業などが行う人権啓発研修への講師の派遣や紹介などを通じて、職場における人権啓発研修に対する支援を行っていきます。

このほか、就職の機会均等を図るための公正な採用選考システムを確立していくことは大きな課題であり、今後とも、本人の適性や能力を引き出す観点に立った採用について、ハローワークと連携をとりながら、企業などに対する啓発を進めていきます。

エ 継続的な情報発信の推進

効果的な人権・同和教育を進めていくためには、継続的な情報発信が重要です。西条市広報による「人権・同和教育シリーズ」への定期的な啓発記事の掲載、「人権の日のチラシ」のタイムリーな情報発信とともに、映像ソフト等の貸出しを行うためのDVDの拡充など、人権問題の学習教材や人権に関する情報の収集を行い、市民に対し、人権に対する正しい知識の普及に努めます。

(2) 特定の職業に従事する者に対する人権教育の推進

本基本計画を推進していくためには、市民一人ひとりが人権問題に対する正しい理解と認識を深めるとともに、人権感覚を磨くことが重要です。そして、あらゆる場を通じて人権・同和教育を推進していかなければなりません。その中でも、日ごろから人権の擁護に深いかかわりを持つ職業に従事している、公務員（市職員）、教職員、保健・医療・福祉関係者などに対しては、その職務の性質上、より一層人権に配慮することが求められています。

これら特定の職業に従事する者への人権・同和教育は、これまでも各機関や各職

場において、それぞれ行われてきたところですが、今後とも、人権尊重の理念が浸透し、効果的な人権・同和教育が行われるよう積極的な支援に努めます。

ア 公務員（市職員）

公務員は、国民全体の奉仕者として、すべての職場において、その業務を通じて憲法の基本理念である基本的人権の尊重を実施することが求められています。市行政は、市民と直接接することが多く、様々な部署において、部落問題、女性、子ども、高齢者、障がい者などの重要な人権課題にかかわる施策を行っているほか、公権力の行使にあたる職員や個人情報を取り扱う職員も多いことから、人権に配慮した行政を行うことは極めて重要です。

一方、市行政は、1965（昭和40）年に出された「同対審答申」を踏まえ、職員一人ひとりが部落問題に向けた確固たる姿勢の確立と責務を自覚し、あらゆる人権問題の解決に向けた全庁的な取組を進めてきました。しかし、時代の進展とともに、人権問題も複雑化かつ多様化し、新たな人権課題が生まれるなど、時代に即した正しい理解と認識を身に付け、行政を推進していかなければなりません。

このため、職員一人ひとりが人権問題の解決を自らの課題として受け止め、それぞれの職務において人権尊重の視点に立った対応ができるよう、市職員の階層ごとの研修カリキュラムに人権・同和教育を盛り込むほか、各部署における人権問題とのかかわりを明らかにした上で、対応マニュアルの作成など、各課が連携、協力し、人権文化のまちづくりを実現していきます。

また、市職員は、地域の人権・同和教育の推進者であるとの認識のもと、地域においてリーダー的な役割を担うとともに、小地域懇談会などに積極的に参加し、適切な指導及び助言が行えるように資質の向上に努めます。

イ 教職員

子どもたちの人格形成や人権意識を高める上で、人権尊重を基盤とした学校教育を推進することは極めて重要であり、そのためには、教職員一人ひとりが豊かな人権感覚を身に付け、同時に人権・同和教育の推進者として、部落問題をはじめとする様々な人権問題の解決へ、確固たる姿勢を確立することが大切です。そして、児童生徒の発達段階に応じた人権教育を実践していくことが求められます。

これまで、西条市教育委員会では、教職員が人権に関する正しい認識を深めるとともに、学校等の教育現場において、人権問題の解決を自らの課題として取り組めるよう、西条市人権・同和教育共通教材の活用を図るなど、組織的かつ計画的に指導力の向上を目指した研修を実施し、資質の向上や啓発手法の研究に積極的に取り組んできました。

今後とも、教職員が自己の社会的役割を自覚し、人権教育の主たる担い手として、愛媛県人権対策協議会西条支部の学校訪問を活用するなど、地域や関係機関

を巻き込んだ実践教育ができるよう、効果的な人権教育の推進に努めます。

また、子どもたちにとって安心して学びのできる場に学校なることを目指し、教員だけではなく、教職員全員が人権・同和教育に取り組み、人権感覚を磨いていきます。

ウ 保健・医療・福祉関係者

保健・医療・福祉関係者は、市民の生命、健康、生活を守る立場にあり、子ども、患者、高齢者、障がい者など、社会的弱者の方々の生活相談や介護などの業務に従事しており、その遂行にあたっては、本人及びその家族などのプライバシーに対する配慮や人権を尊重する姿勢、行動が求められています。

しかし、不当な拘束や虐待、不必要な管理が行われている事例も見受けられます。

保健・医療・福祉関係者に対して、きめ細かな人権感覚を身に付け、相手の立場に立った利用者本位の医療・介護等の遂行が図られるような研修の充実に努めるとともに、それぞれの職場における人権・同和教育への取組を支援します。



第三章 重要課題への対応

1 部落問題

(1) 現状と課題

部落問題は、我が国固有の人権問題であり、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題でもあり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる最も重要な課題です。

本市では、1965（昭和40）年の「同対審答申」、1969（昭和44）年の「同和对策事業特別措置法」を受けて、部落問題の解決を最重要課題として位置付け、同和地区の生活環境の改善を行うとともに、同和教育協議会（現人権教育協議会）を組織し教育の充実を図り、教育、行政、地域が一体となった人権・同和教育を推進してきました。その結果、生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備は概ね完了し、実態的差別の解消は一定の成果が見られました。

しかし、市民の観念や潜在意識にかかわる心理的差別については、解消に向かって進んでいるものの、結婚問題を中心に依然として根深く存在しており、差別落書きや差別発言といった事案もなくなっておりません。また、インターネットの匿名性を悪用した差別表現の流布や、不当な差別的取扱いを助長、誘発する目的で特定の地域を同和地区であると指摘する事案等が発生しています。

これらの状況を受け、2016（平成28）年に「部落差別解消推進法」が施行されました。この法律は、現在もなお部落差別が存在することを明記するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別の解消を推進し、もって差別のない社会を実現することを目的として、国と地方公共団体に相談体制の充実、必要な教育及び啓発を行うよう、また、国に対し、部落差別の実態に係る調査を行うよう定められています。

このため、引き続き、これまでの同和教育や啓発活動によって積み上げられてきた成果と手法への評価を踏まえて、相談体制の充実、効果的な教育及び啓発の推進により部落問題の解決を目指していくことが必要です。

(2) 施策の方向

ア 教育及び啓発の推進

国の「人権教育・啓発に関する基本計画」（2002（平成14）年策定、2011（平成23）年変更）の中で、部落問題の早期解決を図ることは、国民的課題であるとされており、部落問題に関する差別意識についても、人権教育・啓発事業を推進することにより、その解消を図っていくこととしています。

市においては、市民一人ひとりが、家庭や職場等あらゆる日常生活の中で、自

ら積極的に「差別をしない、差別に負けない、差別を許さない」という人権意識、人権感覚をはぐくんでいけるよう、差別をなくする市民の集いや各種人権・同和教育講座、教育、啓発事業などを推進し、充実を図ってまいります。

イ 学校教育の推進

学校教育では、部落問題の学習を単に知的理解だけにとどめるのではなく、部落問題の解決を自らの課題としてとらえ、主体的に解決しようとする実践的態度が身に付くことを目指します。幼児児童生徒の発達段階に応じ、具体的事例を通して部落問題に関する科学的認識を培うとともに、差別を許さないという人権感覚をはぐくむ学習活動の充実にも努め、日常生活におけるあらゆる人権問題について、子どもや保護者の思いや願いに寄り添った指導をすることにより、学習効果を高めます。

ウ 社会教育の推進

社会教育では、社会に実在する部落問題の正しい理解を深め、その解決を自らの課題として差別意識の解消に主体的に取り組むことができるよう多様な学習内容や方法などの創意工夫を図り、部落問題の解決に資する継続的な取組の充実にも努めます。

エ 企業における啓発の推進

企業においては、今なお就職差別の実態があることから、部落差別の解消に向けた研修や啓発が積極的に行われるよう、関係行政機関が連携して、企業などに啓発指導を行うとともに、就職の機会均等を進めるためにも、企業などの研修を支援します。

また、「人権の日のチラシ」などの啓発資料の提供を通して、企業における啓発活動が充実するように支援するとともに、西条市人権教育協議会で実施する企業部会の研修を継続、充実していきます。

オ 身元調査お断り運動の推進

自治会や公民館における身元調査お断り運動を推進し、各家庭にステッカーを貼ることで、結婚や就職時などにおける不当な差別をなくしていきます。

カ 啓発資料の作成

人権カレンダー、人権意識を高めるための作品集、人権の日のチラシなど、人権啓発資料を作成し、広く市民に啓発を行います。

キ 隣保館及び社会教育集会所活動の充実

隣保館や社会教育集会所が、地域社会の中で、人権啓発のための住民交流の拠点として、地域の教育力を高めるとともに、地域社会に対して開かれた施設として、部落問題の解決に向け、創意工夫を凝らした総合的な活動ができ、地域住民の相談に適切に対処できるように、関係機関との連携強化に努めます。

ク 子ども会活動の活性化

子ども会活動の活性化を図り、子どもたちの進路を保障するとともに、差別をしない、差別に負けない、差別を許さない仲間づくりを支援します。

ケ 西条市人権教育協議会の活性化

西条市人権教育協議会の活性化を図り、地域に根ざした人権・同和教育を推進します。

コ 市民意識調査の実施

人権に対する市民意識調査を定期的に行い、市民の部落問題をはじめとする人権意識を把握し、効果的な人権施策の推進を行います。

2 女性

(1) 現状と課題

日本国憲法は、法の下での平等について規定し、政治的、経済的又は社会的関係における性差別を禁止する（第14条）とともに、家族関係における男女平等について明文の規定を置いています（第24条）。

しかし、現実には、従来の固定的な性別役割分担意識が依然として根強く残っていることから、社会生活の様々な場面において女性が不利益を受けることが少なからずあります。また、配偶者やパートナーなどからのDVやセクシャル・ハラスメント、ストーカー行為、性犯罪、売買春など、女性に対する暴力や性的嫌がらせは大きな問題となっており、人権侵害の根絶に向けた取組が求められており、真に男女共同参画社会が実現されているとはいいがたい状況にあります。

女性の地位向上は、我が国のみならず世界各国に共通した問題意識となっており、国際連合では、1979（昭和54）年には「女子差別撤廃条約」を、1993（平成5）年には「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」を採択し、世界各地で女性の地位向上に向けた様々な取組が国際的な規模で行われています。

我が国においては、1985（昭和60）年に「女性差別撤廃条約」を批准し、1986（昭和61）年に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」、1999（平成11）年に「男女共同参画社会基本法」が施行

され、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指すとしており、本市においても、2016（平成28）年に目標年度を2025（令和7）年とする「第2次西条市男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画に関する施策が総合的かつ計画的に推進されています。

なお、女性に対する暴力の関係では、2000（平成12）年に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」、2001（平成13）年に「DV防止法」が制定され、立法的な措置が取られています。

また、女性の雇用機会の拡大や職場の整備、女性に対する職業生活に関する機会の積極的な提供については、「男女雇用機会均等法」、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」などが整備されています。

今後、さらに女性の活躍を促進するためには、家庭生活と仕事、地域活動が両立する環境の整備や、労働の場における男女平等への取組が求められています。

(2) 施策の方向

ア 男女の人権の尊重

DVやセクシャル・ハラスメント、ストーカー行為など、身体的、性的、精神的暴力など女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて取り組むとともに、被害者の救済策の充実に、関係機関と連携しながら努めていきます。

特に、DVについては、若い世代の交際相手からの暴力（以下「デートDV」という。）も問題化しており、デートDVを未然に防ぐためには、学校教育での取組も含め、女性の人権尊重のための意識啓発や教育の充実に推進します。

イ 男女共同参画への意識づくり

性別に基づく固定的な役割分担意識など、個人が主体的に生きるための多様な選択や能力の発揮の妨げとなる、性別に基づく固定観念について、その見直しを呼びかけていきます。また、学校では幅広い生き方ができる進路指導や男女平等観のみではなく、性別にとらわれない価値観に立った教育を行うとともに、家庭や地域などにおいて、すべての人の人権が尊重される教育及び啓発を推進します。

ウ 女性の参画拡大

意識啓発により、各種団体などの代表や役員、審議会などの意思決定の場など、あらゆる分野への女性の参画と登用を促進するとともに、女性の人材育成などに努めます。

エ 家庭生活と仕事、地域活動の両立支援

育児や介護などの分野において、男女が共に担っていけるよう家庭生活と仕事、地域活動が両立するような環境の整備を促進します。また、労働の場においては、男女均等な雇用環境の整備や職業生活における女性の活躍促進など、男女共同参画を推進します。

3 子ども

(1) 現状と課題

次代を担う子どもたちの豊かな成長は、市民全ての願いであると言えます。

我が国では、1947（昭和22）年に「児童福祉法」、1951（昭和26）年に「児童憲章」を制定し、子どもの人権尊重とその心身にわたる福祉の保障及び増進などに関する基本原理ないし理念が示され、各種施策を行ってまいりました。

1989（平成元）年「児童の権利条約」が国際連合で採択され、我が国においては1994（平成6）年に批准されました。

この条約は、病気やけがの治療を受けられる「生きる権利」や、教育を受け、休んだり遊んだりすることができる「育つ権利」、また、あらゆる種類の虐待や搾取などから守られる「守られる権利」、自由に意見を表明したり、集まってグループを作ったりすることができる「参加する権利」を守ることが求められています。これらを通して、子どもを、権利を享受し行使する主体者として尊重し、その人権を保障しようとしています。

また、多発する児童虐待から子どもを救済するための「児童虐待防止法」が2000（平成12）年に施行されたほか、人権侵害につながるおそれのある「いじめ問題」についても2013（平成25）年に「いじめ防止対策推進法」が施行されるなど、子どもの人権擁護に努めています。

2016（平成28）年には、児童福祉法の改正により、同法に子どもが権利の主体であることや家庭養育優先原則が明記されるとともに、児童虐待について発生予防から自立支援までの対策を図るため、市町村及び児童相談所の体制を強化することとされました。また、2019（令和元）年には、児童虐待防止法の改正により、親権者等による体罰が禁止されました。

しかし、子どもを取り巻く環境は、非常に懸念すべき状況にあります。例えば、少年非行は、質的にも凶悪化、粗暴化の傾向が指摘されています。また、実親などによる子に対する虐待が深刻な様相を呈しているほか、犯罪による被害を受ける子どもの数が増加しています。児童買春、児童ポルノ、薬物乱用などの子どもの健康や福祉を害する犯罪も多発しています。さらに、学校においては、校内暴力やいじめ、不登校などの問題が依然として憂慮すべき状況にあります。

これらの子どもの人権侵害が深刻な問題となっている要因は、少子化や核家族化

の進行、家庭形態の多様化など、子どもや子育て家庭の環境が大きく変化し、家庭や地域における子育て機能が低下していることがあげられます。

国は、こうした状況を打開し、子どもの経済的、社会的、文化的権利を実現するための総合対策として、2003（平成15）年に「少子化社会対策基本法」及び「次世代育成支援対策推進法」が施行され、翌年度に策定された「子ども・子育て応援プラン」により、省庁横断的に施策が推進されるようになりました。

また、2012（平成24）年には「子ども・子育て支援法」が公布され、本市においても平成27年度からの5か年計画である「西条市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、令和2年度からは、「第2期西条市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて、行政、企業、地域が一体となって、子どもたちが心身ともに健やかに育つための環境を整備するための総合的な施策の推進に努めています。

さらに、国は、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として、2014（平成26）年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行、2019（令和元）年6月に法改正を行い、都道府県だけではなく、市町村に対しても「子どもの貧困対策計画」の策定を努力義務としたところです。

(2) 施策の方向

ア 子どもの人権に対する理解を深めるための啓発の推進

子どもを単に保護及び指導の対象としてのみとらえるのではなく、基本的人権の享有主体として最大限に尊重されるような社会の実現を目指して、人権尊重の普及高揚を図るための啓発活動を充実します。

イ 母子保健対策の充実と子どもの健康の確保及び増進

母子の健康を確保するため保健、医療、福祉及び教育の連携を図り、母子保健施策などを充実することにより、すべての子どもの発達と健全な成長を促進します。

ウ 子どもに健やかな成長に資する教育環境の整備

学校教育及び社会教育を通じて、憲法及び教育基本法の精神にのっとり、人権尊重の意識を高める教育の一層の推進に努めます。

学校教育においては、人権を尊重する豊かな心の育成、確かな学力の向上、健やかな身体の育成のための学校教育環境を整備するとともに、学校、家庭、地域及び関係機関のネットワークづくりを行います。そして、いじめや校内暴力、不登校などの問題に対し、スクールカウンセラーなどによる教育相談体制の充実を図ります。

社会教育においては、子どもの人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発を推進します。

また、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報提供を行うなど、家庭教育への支援を充実するとともに、子どもを権利の主体として尊重し、子どもの豊かな人間性やたくましく生きる力をはぐくむための地域教育力の向上を図り、子どもたちが、ボランティア活動などによる地域社会への参加や自然とのふれあい体験などを通して、社会性や自主性を養い、他人への思いやりや人権を尊重する豊かな心を育てられるように努めます。

エ 子育てを支援する生活環境の整備

安心とゆとりを持って子どもを産み育てることができる環境の整備を図るため、「第2期西条市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、多様なニーズに対応し、子どもの心身の発達や家庭、地域の実情に応じた適切な保育、学校教育、家庭、地域での子育てなどを総合的に支援します。

また、子どもの人権に十分に配慮しつつ、地域ぐるみの子育てや、子育てと仕事の両立などの実現に向け、子育て環境の整備に取り組みます。

現在の情報社会の進展は、子どもたちのあらゆる場面において大きな影響を及ぼしています。学校や家庭、地域社会において、人権に配慮した正しい認識のもとに情報教育を行うとともに、インターネットによる人権侵害を防ぐための迅速な対応を行います。

オ 児童虐待防止対策の充実

児童虐待など、児童の健全育成上重大な問題について、児童相談所、学校、行政、警察などが連携を強化し、早期発見、早期対応に努めるほか、総合的な取組を推進するとともに、啓発活動に努めます。

また、児童虐待発生の大きな要因である、育児不安や地域からの孤立などを解消していくため、家庭教育の充実や地域における育児相談、子育て情報の提供体制を充実していきます。

4 高齢者

(1) 現状と課題

我が国では、出生率の低下や平均寿命の延びに伴い、世界に類のない速さで高齢化が進んでおり、本市においても、高齢化率（65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合）が32.21%（2020（令和2）年9月現在）となっています。また、2000（平成12）年に始まった介護保険では、年々介護サービス利用者数及び介護給付費が増加しています。

市では、令和3年に向けた「高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画」を作成しているところであり、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活し、人生を

全うすることができる地域社会づくりを目標に掲げて、諸施策を推進しています。

しかし、退職、子どもの独立、配偶者との死別など、生活環境の変化から自らの生きがいを見失い、その結果、社会から疎遠になるケースや、就労や社会参加に対する意欲があるにもかかわらず、高齢であることのみを理由に就労の機会が確保されていなかったり、情報やきっかけがないばかりに、実際の活動に繋がっていないケースがあります。

高齢者の人権にかかわる問題としては、高齢者に対する身体的及び精神的な虐待やその有する財産権の侵害があります。こういった虐待を受けている高齢者の多くに何らかの認知症の症状がみられます。認知症による言動の混乱は、介護者の負担の増大やストレスとなり、虐待の原因にもなっています。

認知症は、誰でも発症する可能性があり、誰もが自らの問題として認識し、認知症になっても人としての尊厳が損なわれることなく、安心して生きていけるよう地域全体で支えていくことが必要です。

そのためにも、認知症を正しく理解し、認知症の早期発見と適切な支援により家族等の介護負担を軽減し、虐待を未然に防ぐとともに、地域の実情に応じて、保健、医療、福祉などのサービスはもちろん、地域住民やボランティアなど、多様な地域資源の活用も含めた総合的な支援体制を整備するように努め、高齢者が安心して自立した生活を送ることができ、高齢者が社会を構成する重要な一員として各種の活動に積極的に参加できるように支援します。

(2) 施策の方向

ア 啓発活動の推進

高齢者の人権について、市民の認識と理解を深めるとともに、高齢者も社会の重要な一員として生き生きと暮らせる社会の実現を目指して、人権尊重の普及高揚を図るため、学校、地域社会における教育及び啓発活動を充実します。

イ 高齢者の社会参加と生きがいづくりの推進

高齢者は、かつてない超高齢社会を支える貴重なヒューマンパワーであり、地域社会を構成する重要な一員として、生きがいを持ち、安心して暮らし、力を発揮できる社会の構築を目指します。

高齢者の生涯学習の推進を図り、健康づくり、スポーツ、文化事業やボランティア等の社会活動を促進し、世代間交流を図り、各世代が一丸となった地域ぐるみの取組を推進します。

また、シルバー人材センターの活動支援により、高齢者が長年培った知識、経験、能力に応じた就業機会の確保を図ります。

ウ 高齢者虐待の防止

高齢者への暴力や介護放棄、経済的搾取などが問題となるなか、2006（平成18）年に「高齢者虐待防止法」が施行され、市が設置する地域包括支援センターを中心とした、早期発見・見守りなどのネットワーク構築をはじめとする体制整備を行ってきました。今後、関係者の連携強化に努めるとともに、成年後見制度の利用支援などの権利擁護事務の推進に努めます。

また、高齢者が消費者トラブルに巻き込まれる恐れが増大するなか、人権侵害を及ぼす悪質商法から高齢者を保護するための啓発活動を行います。

エ 介護サービス等の質の向上と介護予防の推進

高齢者が、住み慣れた地域で、安心して生活を送れるように、高齢者のニーズや状態の変化に応じて、介護サービスをはじめ、保健、医療、福祉サービスや地域住民及びボランティアによるサービスなど様々なサービスが、継続して提供されるよう、地域包括支援センターを中心とした地域での支え合い体制の構築に努めます。

また、利用者からの苦情に迅速に対応できるようサービス事業者、行政、愛媛県国民健康保険団体連合会がそれぞれの役割を果たすための連携に努めます。

要介護者の自立支援に向けて、心身の状況、生活環境、本人や家族の希望などを踏まえたケアプランに基づくケアが提供されるよう、介護支援専門員をはじめ、介護及び医療職に対する研修を実施し、多職種連携を促進し、高齢者一人ひとりの尊厳を支えるケアの普及に努めます。

さらに、認知症の人及びその家族への支援を行う体制の構築を行うとともに、認知症サポーター養成講座を開催し、認知症の正しい理解のための普及啓発に努め、認知症の早期発見と市民の理解促進に向けた認知症対策を推進します。

2006（平成18）年度の国民皆保険制度改正に伴い創設された地域支援事業を推進し、介護予防、虐待防止等の権利擁護、高齢者及びその家族に対する相談・支援事業などを積極的に推進します。

5 障がい者

(1) 現状と課題

障害者基本法第3条第2項には、「すべての障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとす」と規定されていますが、現実には、障がい者は様々な物理的又は社会的障害のために不利益を被ることが多く、その自立と社会参加が阻まれている状況にあります。また、障がい者への偏見や差別意識が生じる背景には、障がいの発生原因や症状についての理解不足がかかわっている場合があります。

障がい者問題に関する国際的な動向は、国際連合において、1971（昭和46）年に「知的障害者の権利宣言」、1975（昭和50）年に「障害者の権利宣言」がそれぞれ採択され、障がい者の基本的人権と障がい者問題について、ノーマライゼーションの理念に基づく指針が示されたのをはじめ、1981（昭和56）年を「国際障害者年」とする決議が採択されました。

我が国においては、このような国際的な動向に合わせ、1982（昭和57）年4月に内閣総理大臣を本部長とする「障害者対策推進本部」が設置され、障がい者の雇用促進や社会的な施設、設備などの充実が図られることになりました。その後、1996（平成8）年から7か年を計画期間とする「障害者プラン」を策定し、長期的視点に立った障がい者施策のより一層の推進を図るようになりました。

2006（平成18）年には「障害者自立支援法」、2013（平成25）年には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」を施行し、障がいの重度化、重複化及び人口構造の高齢化などにより複雑かつ多様化する障がい者施策のニーズに対応しています。

本市においては、現在、目標年度を2020（令和2）年度とする「第5次西条市障がい者福祉計画」に基づき、「誰もが健やかに生き生きと暮らせる、自立と共生のまち西条」を計画の基本理念として、「障がいのある人もない人も、すべての人がお互いの人権を尊重し、地域で助けあい、支え合うことや、すべての障がい者が、自分の望む生き方を主体的に選び、決めることができること、そして、自分の個性を發揮して地域で活躍し、きめ細かな支援を受けながら自立した生活を送れるまちづくりを進めていくこと」が規定され、総合的かつ計画的に諸施策を推進しています。

障がい者が地域で安心して暮らしていくためには、障がい者に対する根強い差別の解消をはじめ、障がい者の自立と社会参加の促進やコミュニケーション手段、建物の段差等の障壁の改善を図ることなどが課題となっています。

また、近年、国や地方自治体において、障がい者の法定雇用率が規定を満たしていない事例が全国的に問題になりました。本市でも障がい者雇用率の算定誤りがあり、改善に取り組んだところです。

(2) 施策の方向

ア 障がいに対する正しい理解の普及啓発と差別解消に対する取組

2016（平成28）年に施行された「障害者差別解消法」に基づき、障がいを理由とする差別的取扱いの禁止や合理的配慮の不提供の禁止（民間事業者は努力義務）等について周知啓発を推進します。

障がい者に対する差別は、誤解と偏見が主な要因になっていることから、関係団体と連携しながら、様々な機会を通して、障がいに関する正しい理解と認識を深めるとともに、地域における交流活動やボランティア活動を活性化して、住民が互いに理解し、尊重しあえる温かい地域づくりを進めます。

イ 教育、育成の充実

発達障がいを含むすべての障がい児たちの生きる力をはぐくむため、特別支援学校をはじめとする教育機関は、福祉、医療、労働等の関係機関や地域と十分な連携を図りながら、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、個々の障がいの状況に応じたきめ細やかな支援の充実に努めます。

障がいの有無にかかわらず、同じ社会に生きる人間としてお互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていく社会を構築するため、保育所や幼稚園、学校や地域社会での交流を促進し、すべての子どもたちの社会性や豊かな人間性を育てる教育を推進します。

ウ 障がい福祉サービスの質の向上

障がい者のニーズの複雑化、多様化等に伴い、福祉従事者等の資質の向上や人材の養成、確保を図るとともに、障がい者の立場に立った良質かつ適切なサービスの提供に努めます。また、保健、医療、福祉従事者に対し、総合的な知識、技術の習得に係る各種研修等を実施し、多職種連携を促進します。

エ 障がい者の自立と社会参加

障がい者が、誇りと尊厳、そして自立への志を持って社会生活が送れるよう、また、生活の質的向上が図られるよう自立と社会参加を促進し、誰もが明るく暮らせる社会づくりを進めます。

そのためには、障がい福祉サービスやボランティア活動などの各種サービスを適切かつ効果的に活用し、コミュニケーション手段の確保、移動支援、スポーツ・芸術活動の振興などを促進し、障がい者の地域での生活を支援します。

また、障がい者の安定した就業、職業的自立を図るため、その能力や障がいの状況に応じた職業能力開発の機会の確保など、雇用、保健福祉、教育などの関係者の連携を図り、総合的な支援体制を構築します。

障がい者が地域で安心して暮らしていくためには、権利擁護に係る相談窓口が必要であるとともに、判断能力の不十分な障がい者に対しては、成年後見制度の活用を推進します。

2012（平成 24）年には、「障害者虐待防止法」が施行されており、障がい者に対する虐待防止のための関係機関の連携強化及び啓発を推進します。

6 外国人

(1) 現状と課題

国際化の進展に伴い、本市においても、経済、科学技術、文化など様々な面で諸外国との交流が進んでいます。

日本国憲法では、権利の性質上、日本国民のみを対象としていると解されるものを除き、我が国に在留する外国人についても、等しく基本的人権の享有を保障しているところであり、国は、外国人の平等の権利と機会の保障、他国の文化・価値観の尊重、外国人との共生に向けた相互理解の増進などに取り組んでいます。

また、2019（平成 31）年 4 月には改正「出入国管理及び難民認定法」が施行されており、将来的に、外国人労働者の受け入れがさらに進むと予測されます。

本市の 2020（令和 2）年 9 月現在の外国人登録者人口は 1,551 人で、職場、学校、地域社会など日常生活のあらゆる場面で深いかかわりを持っています。国籍別では、中国が最も多く全体の約 3 分の 1（33.2%）で、次いでベトナム、フィリピンとなっており、約 30 か国の外国人が登録されています。

しかし、我が国においては、在日韓国・朝鮮人の歴史的経緯などについての認識が十分とは言えず、偏見や差別意識が残っています。また、2007（平成 19）年に（公財）愛媛県国際交流協会が行った在県外国人生活実態調査によると、約 4 割（43.2%）の外国人が日常生活や就職、教育、結婚などで何らかの差別的な扱いを感じたと回答しています。

特に、近年、特定の外国人に対するヘイトスピーチやスポーツのサポーターによる差別的な行為のほか、四国遍路においても人権侵害につながるおそれのある張り紙が見つかるなど、様々な問題が起こっています。

このような問題をなくすためには、外国人と日本人が、お互いに文化の多様性や習慣、価値観などの違いを正しく認識した上で、国籍や民族を問わずすべての人が同じ人間として尊重しあい、共生できる地域社会の実現に努めることが大切です。

国は、2016（平成 28）年に「ヘイトスピーチ解消法」を施行しました。

また、技能実習生をめぐっては、実習生の保護体制を強化する「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（技能実習法）」を 2016（平成 28）年に公布され、外国人技能実習機構が設置されるなど技能実習制度の運用が厳格化されました。

(2) 施策の方向

ア 教育、啓発活動の推進

外国人に対する偏見や差別を解消し、外国人の持つ文化、宗教、生活習慣等における多様性に対して寛容な態度を持ち、これを尊重するなど、国際化時代にふさわしい人権意識を育てることを目指して、啓発活動を推進します。

また、学校教育においては、互いの人権を大切にし、多様な文化を尊重し、共生の心をはぐくむ教育を推進します。

社会教育においては、学校や地域と連携しながら国際理解の促進に努めるとともに、様々なイベントなどを通して外国人との交流の促進を図ります。

イ 外国人が暮らしやすい地域社会づくりの推進

本市に在住する外国人が、就労や入居・入店拒否など、不合理な差別や不便を被ることがないように、雇用、医療、教育などの様々な面で習慣、価値観に配慮した制度・仕組みづくりに取り組むほか、生活に必要な情報の提供や相談体制の充実など、本市に暮らす外国人が安心して快適に暮らすことができるよう支援します。

7 エイズ患者・H I V感染者

(1) 現状と課題

エイズは、H I V（ヒト免疫不全ウイルス）に感染して起こる病気であり、H I Vに感染したのち、体のなかでH I Vが増殖し、身体を病気から守る免疫機能が失われて様々な感染症を発症する状態をエイズ（後天性免疫不全症候群：A I D S）と呼んでいます。

1981（昭和56）年にアメリカ合衆国で最初の症例が報告されて以来、世界的に拡大し、1985（昭和60）年に我が国においても最初の患者が確認され、国民の身近な問題として急速にクローズアップされました。

エイズ患者・H I V感染者に対しては、正しい知識や理解の不足から、医療現場における診療拒否や無断検診のほか、就職拒否や職場解雇、アパートへの入居拒否、立ち退き要求、公衆浴場への入場拒否など、社会生活の様々な場面で多くの偏見や差別を生んできました。

国内の新規エイズ患者・H I V感染者報告数は、2008（平成20）年以降横ばいで推移しています。愛媛県においても同様で、2014（平成26）年以降、毎年6から9件の報告があり、20歳代から40歳代の男性が大半を占め、国内での同性間又は異性間の性的接触により感染した例が多い状況です。

H I Vの感染力は弱く、しかも感染経路が限られているため、性行為以外の日常生活では感染することはまずありません。また、医療の進歩により、飲み薬によってエイズの発症を遅らせ、入院することなく普通の生活を送ることができるようになってきており、在宅医療や介護の環境整備が必要になっています。

しかし、エイズ患者が報告された当初は治療法がなく、過剰なまでにエイズの恐ろしさが強調されたため、エイズと闘っている人に対する漠然とした恐怖や偏見、差別が助長されたものと思われまます。

H I Vは、誰もが感染の可能性がある身近な問題として、感染予防のための啓発や、早期発見・早期治療に努めるとともに、正しい知識を持ち、エイズ患者・H I V感染者に対する偏見及び差別の解消を図ることが、感染の拡大を防ぎ、感染者の命を守ることに繋がります。

(2) 施策の方向

ア 啓発活動の推進

H I V感染症等についての正しい知識の普及を図り、エイズ患者・H I V感染者に対する理解を深めるための啓発を推進します。

イ 教育の推進

学校教育においては、発達段階に応じて正しい知識を身に付けることにより、エイズ患者・H I V感染者に対する偏見や差別をなくすように努めます。

また、社会教育においては、各種講座により正しい知識の普及啓発を行うとともに、職場における偏見や差別の解消を目指し、企業におけるエイズに関する教育を推進します。

8 ハンセン病問題

(1) 現状と課題

ハンセン病は、らい菌の感染によるもので、発症すれば体の皮膚や末梢神経が侵される感染症です。しかし、感染力は極めて弱く、感染しても発症することは稀であり、さらに、仮に発症しても効果的な治療法があり、完全に治る病気です。また、遺伝病ではありません。しかし、かつては、有効な治療法がなく不治の病と言われ、その症状が体の表面に出るため、差別の対象になっていました。

我が国では、1907（明治40）年に「癩（らい）予防に関する件」が公布され、さらに1931（昭和6）年に「癩予防法」が制定され、国策として患者を療養所に強制的に收容する隔離政策が取られ、患者の人権を著しく侵害するとともに、人々が必要以上にこの病気を感染力が強く恐ろしい病気であるとの思い込みから、偏見や差別を持ち、患者や家族に多大な精神的苦痛を与えてきました。

しかし、第二次世界大戦後に特効薬であるプロミンが普及し、ハンセン病は完治するようになり、1996（平成8）年「らい予防法の廃止に関する法律」が制定され、ようやく隔離政策は終結することになりましたが、現在もなお、全国のハンセン病療養所には、数多くの入所者が生活しています。現在では、自らの意思で療養所を退所することはできますが、入所者自身が高齢であることや長年の隔離政策のために療養所以外に知り合いがいないこと、目や手の障がいなどの後遺症により介護が必要な場合もあること、それらに対する社会的支援が十分ではないこと、そして、今も残る社会の偏見や差別などの理由から、療養所を出てふるさとに帰ることが難しい状況にあります。

2001（平成13）年、熊本地方裁判所は「「らい予防法」違憲国家賠償請求事件」で原告勝訴の判決を下しましたが、国は、ハンセン病問題の早期解決のために控訴を断念しました。これにより、元患者や回復者の名誉回復及び福祉増進などを図る

ことを目的とした「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」を制定し、元患者や回復者の人権侵害に対する補償が行われました。

また、2009（平成 21）年、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行され、ハンセン病をめぐる問題の全面的な解決に向け、社会に残るハンセン病に対する偏見や差別の解消、療養所入所者の社会復帰に向けた支援に努めることになりました。

さらに、2019（令和元）年 6 月、熊本地方裁判所は「ハンセン病家族国家賠償請求事件」で原告勝訴の判決を下したことに、国は控訴せず、元患者家族の人権侵害に対する賠償を行うとともに、家族に対する偏見や差別の根絶に向けた取組を進めることとなりました。

同年 11 月には、「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が施行され、補償対象者からの申請に基づく支給が開始されています。

(2) 施策の方向

ア 教育及び啓発の推進

ハンセン病に対する理解の不足に基づく偏見や差別を解消し、元患者や回復者の方々が地域社会の構成員として安心して暮らしていくことのできる社会の実現に取り組めます。そのためにも、ハンセン病についての正しい知識と回復者や家族の人権尊重に対する理解を深めるために、今まで行ってきたふるさととの交流事業を含む教育や啓発を推進します。

ただし、名誉回復、社会復帰支援、教育及び啓発活動などの施策の推進にあたっては、元患者や回復者の方々の意向が尊重されるよう、配慮していきます。

9 性的指向・性自認（SOGI）

(1) 現状と課題

恋愛又は性愛の対象がどういう性に向かうかを示す概念である「性的指向（Sexual Orientation）」については、異性愛・同性愛など多様であり、また、自己の性別をどのように認識しているのかを示す概念である「性自認（Gender Identity）」については、生物学的な性（からだの性）と自認する性（こころの性）が一致せず違和感を持っている人がいます。「SOGI」とは、この二つの言葉の頭文字をとった言葉です。

一般的には、LGBT（レズ、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダーの略）などの言葉が用いられており、性的マイノリティの人々を総称する言葉として、近年、しだいに浸透してきました。LGBTが「誰」をさすのに対して、SOGIは「どんな性別を好きになるのか」、「自分自身をどういう性だと認識しているのか」という「状態」をさす言葉であり、私たち全員が含まれる言葉とされています。

全国的な統計調査では、公的なものは実施されていませんが、民間企業が2018(平成30)年に実施した全国の成人6万人を対象にした調査では、LGBTに該当する人は、8.9%という結果が出ています。しかし、我が国では、LGBTに対して、社会的に十分に認識・理解が進んでいないため、当事者は、性的指向や性自認を理由とした偏見や差別、それを助長する興味本位の扱いを受けたり、場合によれば、解雇や賃貸住宅への入居拒否や社会生活上の困難に遭遇するなど、様々な問題に苦しんでいます。

そのため、当事者の多くは、公表(カミング・アウト)を躊躇したり、日常生活を送るうえでも周囲に知られることをおそれながら生活をしていることもあります。

一方、近年、欧米諸国やアジアにおいても同性婚や同性カップルに婚姻とほぼ同等の権利を認める国が徐々に増えているとともに、国内外でLGBTであることをカミング・アウトした人が、政治、スポーツ、芸術等様々な分野で活躍したり、当事者で構成するNPO団体等が地道な活動を進めていることなどにより、少しずつではありますが、社会において、理解や共生の意識が広がっています。

このような状況から、国においては、性的指向や性自認を理由とする差別の禁止や理解を促進する法案等の制定の動きがみられるほか、一部自治体においては、性の多様性を尊重する条例の制定や、同性パートナーシップ制度の運用など、独自に当事者を支援する動きも出てきています。

2004(平成16)年には「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、一定の条件を満たした場合には、家庭裁判所の審判を経て、戸籍の性別変更が認められることとなり、2008(平成20)年には、その条件を緩和する法改正も行われました。

世界保健機関(WHO)では、2019(令和元)年5月、国際疾患分類の改訂版を約30年ぶりに採択し、「性同一性障害」を精神疾患の分類から除外し、性の健康に関する分野に加えました(2022(令和4)年1月施行)。

また、2020(令和2)年12月、鳥取県では、「鳥取県男女共同参画推進条例」に基づく「鳥取県男女共同参画計画」策定において、「鳥取県が目指す男女共同参画社会は、性別にとらわれることなく、性の多様性を前提としたものであることから、その理念が広く理解されること」を目的に、本計画の名称を「鳥取県性にかかわらず誰もが共同参画できる社会づくり計画」としたところです。

しかし、性的指向や性自認に関する偏見・差別が当事者を苦しめており、私たち一人ひとりが、正しい理解と認識を深めて対応することが必要です。

(2) 施策の方向

ア 教育及び啓発の推進

市民が性的指向や性自認について正しい知識を持ち、偏見や差別が解消されるよう、市民に対して幅広い教育及び啓発を推進します。

特に、公務員や教員が性的マイノリティについて正しく認識し、適切な助言及び指導を行うことができるよう、職場において研修を行うなど教育及び啓発に取り組むとともに、当事者が就職や就業、賃貸住宅への入居などに際して、不利益を被ることのないよう企業などに対して働きかけを進めていきます。

イ 教育機関の取組

性的指向や性自認について教職員が正しく理解し、適切に対応できるよう促すとともに環境づくりを推進します。また、児童生徒の理解を促進するとともに、そのことを理由としたいじめや差別を許さない人権教育を推進します。

10 犯罪被害者等

(1) 現状と課題

犯罪被害者やその家族（以下「被害者等」という。）は、医療費の負担や休業、転職などによる経済的な困窮、周囲からの好奇の目、被害者にも責任があるかのような誤解、報道機関による過剰な取材やプライバシーの侵害、名誉棄損による精神的被害など、様々な二次的な被害に苦しんでいる状況があります。

このような被害者等の状況に一般の人々は無関心であり、社会の風潮として被害者等が声を上げにくかったことなどから、被害者等の状況は、社会においてはあまり知られていませんでした。

近年、ようやく被害者等の声や現状が社会で認知されはじめ、司法制度において、2000（平成12）年に「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」を制定し、2008（平成20）年の「刑事訴訟法」等の一部改正により、被害者等が刑事裁判に直接関与することのできる「被害者参加制度」や、損害賠償に関し刑事手続の成果を利用する「損害賠償命令制度」が開始されています。

また、被害者等の権利利益を保護するための施策を総合的に推進するために、2005（平成17）年に「犯罪被害者等基本法」が施行され、さらに同年、「犯罪被害者等基本計画」が策定されました。その後、2011（平成23）年に第2次、2016（平成28）年には第3次と、総合的かつ長期的に講ずべき被害者等のための施策の大綱等が盛り込まれた計画が策定され、さらなる被害者等への支援の充実が図られています。

社会に生きる我々の誰もが犯罪等に遭い、被害者等になり得ます。

被害者等が被害から回復し、社会の中で再び平穏な生活を営むことができるようになるためには、関係機関及び団体等がより一層連携を図るとともに、市民一人ひとりが被害者等の置かれている状況等を理解し、社会全体で被害者等を支えていく気運の醸成を図ることが重要です。

(2) 施策の方向

ア 教育及び啓発の推進

被害者等の置かれている状況や被害者等支援の重要性について、命の大切さなどに関する教育活動や市民への啓発活動により、社会全体で被害者等を支え、被害者も加害者も出さないまちづくりに向けた機運の醸成に努めます。

1 1 インターネットによる人権侵害

(1) 現状と課題

インターネットには、電子メールのような特定者間の通信のほか、ホームページのような不特定多数の利用者に向けた情報発信、電子掲示板を利用したネットニュースのような不特定多数の利用者間の反復的な情報の受発信などがあります。

いずれも発信者に匿名性があり、情報発信が技術的及び心理的に容易にできるといった面があることから、例えば、他人を誹謗中傷するような表現や差別を助長する表現、個人や集団にとって有害な情報の掲載、少年被疑者の実名や顔写真の掲載など、人権にかかわる問題が増加しています。特に、部落問題に関して具体的な地名や実名をあげての誹謗中傷や、障がい者、外国人に対する差別表現が社会問題となっています。

また、近年、パソコンやスマートフォンなどの子どもへの急速な普及により、電子メールやグループ間の情報交換などのソーシャルネットワーキングサービス（SNS）によるトラブルやインターネットを通じて行われるいじめなどが、子どもにとって重大な問題になっています。

特に、情報の即時性やインターネットの匿名性を悪用し、他人のプライバシーを暴露したり、誹謗中傷をしたりするなど、プライバシーの侵害、名誉棄損の事案は、私たちの身近に起こりうる問題であるにもかかわらず、被害者を心理的に追い込んで死に至らしめるケースもあり、また、本人の知らないところで行われたりするなど、大変深刻な問題となっています。

さらに、性的な画像などをその撮影対象者の同意なく、インターネットの掲示板などに掲載することにより、被害者が精神的に大きな苦痛を受ける被害が発生している状況を受け、2014（平成26）年に、国は、いわゆるリベンジポルノ等の被害の発生や拡大防止を図るため、「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（私事性的画像被害防止法）」を施行しました。

インターネット上で名誉を棄損されたり、プライバシーを侵害されたりする記事などを確認した際には、2002（平成14）年に施行された「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」を拠り所として、発信者情報の開示や被害者による削除依頼等、被害者の救済・支援に向けて対応することになりました。

(2) 施策の方向

ア 子どもに対する啓発の推進

学校などにおいて、情報モラル教育の充実を図るとともに、インターネットなどの安全で安心な使い方について、子どもや保護者などへの普及及び啓発に努めます。

イ 市民に対する啓発の推進

インターネットの利用において、必要で正確な情報を取捨選択して活用できる能力を高め、情報通信に関するモラルの向上に努めるとともに、利用者一人ひとりが人権を侵害するような情報をインターネットに掲載しないよう啓発を行います。

ウ 差別書き込みへの対応

インターネット上に差別的な書き込みなどがあつた場合の対応については、モニタリング事業を実施するとともに、松山地方法務局や警察などの関係機関、県や他市町、関係団体などと連携を強化し、適切な対応に努めます。

1 2 北朝鮮当局による拉致問題

(1) 現状と課題

1970年代から1980年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で行方不明となりましたが、今日では、これらの事件の多くは、北朝鮮当局による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになっています。

2002（平成14）年に北朝鮮は公式に拉致を認め、謝罪し、政府認定拉致被害者17名のうち、5名とその家族の帰国が実現しました。しかし、その他の拉致被害者については安否に関する説明もないなど、北朝鮮当局は、いまだ問題の解決に向けた具体的な行動をとっていません。

このため国は、2006（平成18）年、内閣総理大臣を本部長とし、すべての閣僚を構成員とする「拉致問題対策本部」を設置し、政府一体となって問題解決に向けての取組を推進しており、認定の有無にかかわらず、すべての拉致被害者の安全確保及び即時帰国、真相究明並びに拉致実行犯の引渡しを強く要求してきました。同年には、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」を制定しています。

(2) 施策の方針

ア 拉致問題への認識を深めるための啓発の推進

北朝鮮当局による日本人の拉致は、我が国の主権及び人権に対する重大かつ明

白な侵害であり、国の責務において解決すべき喫緊の課題です。そして、国の取組を後押しするのは何よりもこの問題の解決を強く求める世論です。

このため、この問題に対する市民の関心と認識を深めるため、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」（12月10日から16日）を中心に、国、県はもとより関係団体と連携を図りながら啓発活動を推進します。

1 3 被災者

(1) 現状と課題

近年、台風や局地的な集中豪雨に伴う風水害や土砂災害など、自然災害の発生が相次いでおり、2011（平成23）年に発生した東日本大震災では、死者・行方不明者、建築物の損壊が多数に上るなど、東北地方の太平洋沿岸に壊滅的被害をもたらしました。

また、2018（平成30）年に発生した西日本豪雨災害では、本県においても河川の氾濫や土砂災害により甚大な被害が発生しました。

これらの災害では、要配慮者や避難所での女性などへの配慮不足、プライバシーの保護が問題となったほか、東京電力福島第一原子力発電所事故では、避難された方々が、誤った認識やいわれのない偏見から、ホテルでの宿泊拒否や避難先の小学校でのいじめなどの差別的な扱いを受ける事例が発生しています。

南海トラフ巨大地震による県独自の想定被害では、最大震度は7、死者は最大で約1万6千人、全壊家屋は約24万4千棟となるなど、かつてない甚大な被害が予想されていることから、防災力の一層の強化を図るとともに、市民の命、身体、財産を守るための取組を進めているところであり、災害時においても、人権に配慮した対応ができるように、平時から取り組むことが重要になっています。

(2) 施策の方向

ア 啓発活動の推進

防災訓練や講演会などを実施し、災害時における人権への配慮について啓発に取り組むほか、市民に対して、放射線や原子力防災に関する正しい知識の普及に取り組めます。

1 4 その他の重要課題

(1) 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人やその家族に対しては、根強い偏見や差別意識があります。刑を終えて出所した人に真摯な更生の意欲がある場合であっても、市民の意識の中に拒否的な感情があり、就職に際しての差別や住居等の確保が困難であることから、

経済的な生活の行き詰まりや本人の更生意欲がそがれるなど、社会復帰を目指す人々にとって、極めて厳しい状況があります。

刑を終えて出所した人が真摯に更生し、社会の一員として円滑な生活を営むためには、本人の強い更生意欲とともに、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が欠かせません。

国は、2016（平成 28）年に「再犯の防止等の推進に関する法律」を制定し、犯罪をした者などの立ち直りを支援し、国民が犯罪の被害を受けることなく、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指しています。

市においては、保護司や関係機関や団体等の活動と連携しながら、啓発活動を進め、刑を終えて出所した人たちの社会復帰の支援に努めます。

(2) アイヌの人々

アイヌの人々は、狩猟や漁労を中心とした暮らしを営む中で、独自の言語であるアイヌ語や「ユーカラ」などの口承文学や古式舞踊など、豊かな文化をはぐくみ、少なくとも中世末期以降の歴史の中では、当時の「和人」との関係において北海道に先住していた民族です。

アイヌの人々の民族としての誇りの源泉であるその文化や伝統は、江戸時代の松前藩による支配や明治維新後の「北海道開拓」の過程における同化政策などにより、今日では十分な保存、伝承が図られているとは言い難い状況にあります。

また、アイヌの人々の経済状況や生活環境、教育水準などは、これまでの北海道ウタリ福祉対策の実施などにより向上してきているものの、アイヌの人々が居住する地域において、他の人々となお格差があることが認められるほか、結婚や就職などにおける偏見や差別は依然として存在しています。

このような状況のなか、国は、1997（平成 9）年に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（アイヌ文化振興法）」を施行し、アイヌの人々の民族性を認め、アイヌ文化の振興を図る政策を打ち出しました。また、2008（平成 20）年には、「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が衆・参両院の全会一致で採択されています。

そして、2019（令和元）年には、これまでの文化振興に加え、地域振興、産業振興、観光振興等を含む多岐にわたる施策を総合的に推進するため、「アイヌ新法」が施行されました。

市としては、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図るため、アイヌの人々の歴史や文化を理解し、正しい知識を得るよう教育及び啓発に努めます。

(3) ホームレス・生活困窮者

ホームレスとは、定まった住居を持たず、都市公園、河川、道路、駅舎その他の

施設を故なく起居の場所とし日常生活を営んでいる、いわゆる野宿生活を余儀なくされている状況にある人々です。

ホームレスになった理由は、仕事が減った、倒産、失業、病気、けが、高齢で仕事ができなくなったなどの経済的な原因が多くを占めており、健康で文化的な生活を送ることができないでいます。

厚生労働省の「ホームレスの実態に関する全国調査」（毎年1月実施）によると、2019（平成31）年1月の全国のホームレス数は4,555人、愛媛県は6人となっています。

国においては、ホームレスを暴行する事件など、様々な社会問題が起きたことを発端に2002（平成14）年に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（ホームレス自立支援法）」を制定し、この法律に基づく「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」により、就業機会や居住場所の確保などの総合的な取組を進めているところです。

また、生活保護に至る前の生活困窮者の自立を支援するため、2015（平成27）年4月に「生活困窮者自立支援法」が施行され、市では、生活困窮者に対する「西条市自立相談支援センター」を2015（平成27）年4月に開設し、仕事、住まい、健康、障がい、家族関係など生活全般の問題の相談に対応しているところです。

引き続き関係機関と連携を図りながら、ホームレス等を含む生活困窮者の支援に努めるとともに、これらの人々に対する差別や偏見を解消するための人権啓発に取り組めます。

(4) 人身取引

人身取引とは、人を売春させて搾取することや強制的な労働をさせることを目的として、脅迫、誘拐などの暴力的手段や、詐欺、甘言などによって誘い出し、運搬、移送する行為をいい、人身売買、トラフィッキングとも言われます。こうした人身取引は、基本的人権の重大な侵害に当たり、人道的観点からも極めて深刻な問題です。

国際労働機関（ILO）による2016（平成28）年の推計値によれば、人身取引の被害者、強制労働及び奴隷労働に従事する人は、世界全体で2,490万人に達するとされています。

国では、2004（平成16）年に「人身取引対策行動計画」を策定し、人身取引の撲滅、防止、人身取引被害者の保護などに取り組んできましたが、人身取引の手口の巧妙化かつ潜在化など、人身取引をめぐる情勢の変化を踏まえ、2014（平成26）年にそれまでの計画を改定し、「人身取引対策行動計画2014」を策定し、各種対策を実施しています。

市としては、人身取引への無関心が人身取引を容易にし、被害を拡大させているため、人身取引の撲滅かつ防止に向け、市民が、人身取引の深刻な実態を知り、社

会全体の問題として受け止められるよう、警察などの関係機関と連携を図りながら啓発に努めます。

(5) ハラスメント

職場においては、セクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメントに加えて、近年では、就職活動中の学生などが企業の社員らからセクハラを受ける就活セクハラ、妊娠または出産した女性へのマタニティ・ハラスメント、男性の育児参加への嫌がらせなどのパタニティ・ハラスメント、顧客からの悪質クレームなどの迷惑行為などを受けるカスタマー・ハラスメント、性的指向・性自認に対するSOGI・ハラなど、様々なハラスメントが問題になっています。また、介護の分野においては、サービス利用者やその家族からのセクハラなどのハラスメントが深刻な問題になっています。

こうした嫌がらせは、中には犯罪に当たるケースがあるにもかかわらず、立場の弱い被害者を守る仕組みが十分存在せず、自己が被る不利益などをおそれて表面化しないものも多いと指摘されています。

国では、誰もが安心して働ける環境づくりを進めるために、職場のハラスメント対策を柱とする「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」を2019（令和元）年に成立させ、これまで企業の自主的な対応に委ねられていたパワー・ハラスメントの被害防止を法制化し、今後、指針においてハラスメント対策を検討することとしています。しかし、国際労働機関（ILO）が、同年に採択した職場のあらゆるハラスメントを禁止する条約にどのように対応するのかなど、法律上の防止義務の対象となっていないハラスメントを含め、すべてのハラスメントをなくすためには、今後も法整備を進めていくことが課題となっています。

市では、企業などへのハラスメント防止に係る取組強化の働きかけや、職場に限らず人の尊厳を傷つけるあらゆるハラスメントをなくすための啓発に取り組みます。

(6) その他

これまでに掲げている課題以外にも、人権にかかわる問題は様々なものがあります。

例えば、次のような問題があるほか、今後、新たな問題が発生する可能性もあります。これらの問題についても、それぞれの状況に応じて、必要な施策の推進に努めます。

ア 個人情報の流出などプライバシーの保護に関する問題

プライバシーに関する問題は、基本的人権にかかわる重要な問題であり、個人に関する情報は最大限に保護される必要があります。

近年、高度情報通信社会の進展に伴い、様々な情報の取得や利用などにおいて利便性が向上する一方、企業や行政が保有する顧客や住民情報が大量に流出する事案が発生しています。

イ 患者の人権に関する問題

難病患者、肝炎患者やその他の感染症患者などに対して、病気や感染症に対する知識の不足や誤解から、心ない言葉がかけられたり、就労の機会が失われたりといった、日常生活、職場、医療現場など社会生活の様々な場面で、差別やプライバシーの侵害などの問題が発生しており、正しい理解と知識を深めていくことが必要です。

ウ 旧優生保護法下の強制不妊手術に関する問題

旧優生保護法の下で、障がいのある人などに不妊手術が強制された問題で、2018（平成30）年1月を皮切りに、子どもを産み育てるかを決める権利（リプロダクティブ権）が侵害されたとして、国に謝罪と賠償を求める訴訟が全国で提起されました。

2019（令和元）年5月の仙台地裁の一審判決では、旧優生保護法は、幸福追求権を保障した憲法第13条に違反していたことを認めるとともに、旧優生保護法が1996（平成8）年に改正されるまで長年存続したことにより、障がい者を差別する優生思想が社会に根強く残った問題点を指摘しました。

一方、国では、2019（平成31）年4月、議員立法で成立した「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」に基づき、厚生労働省の認定審査会が一時金支給の認定を実施しています。この中には、熊本県にある国立ハンセン病療養所菊池恵楓園の入所者34人が同年9月に認定されるなど、ハンセン病療養所で強制不妊手術が繰り返された実態が改めて浮き彫りになりました。

国の統計によると旧法に基づき優生手術を受けた者は2万5千人に上っており、心身に多大な苦痛を受けた人々の人権の回復に努める必要があります。

エ ひきこもりに関する問題

内閣府が2015（平成27）年に実施した15歳から39歳対象の調査では、ひきこもりの状態にある人の推計数は全国で54万1千人でした。また、内閣府が40歳から64歳の中高年を対象に2018（平成30）年12月に初めて実施した調査結果では、ひきこもりの状態にある人は、全国で61万3千人に上ると推計されています。

高齢の親が、ひきこもりの状態にある中高年の子を支える状況は、それぞれの年齢から「8050問題」とも呼ばれ、社会問題になっています。

これらひきこもりの状態にある人は、生活上の困窮や社会からの孤立が問題と

なっているだけではなく、ひきこもりの状態であった人が関係した事件などにより、偏見が助長されたり、また、支援と称した法外な契約金の請求や、半強制的な労働などの人権侵害も起きています。

このため、行政機関・関係団体などが連携して、相談対応をはじめ、適切な支援を進めるとともに、ひきこもりの状態にある人に対する偏見などを解消するため、理解促進を図っていくことが重要です。

オ 新型コロナウイルス感染症に関する問題

現在、新型コロナウイルス感染症が世界中に感染拡大しており、我が国では、感染者やその家族、最前線でウイルスと闘う医療従事者、物流を支える運送業者などに対して、すれ違いざまに距離を取られる、看護師の白衣を洗ってくれる業者が見つからない、あおり運転や投石をされたなどの差別やいじめが社会問題化しています。

一例としては、新型コロナウイルスと闘っている看護師の夫が職場で、「妻が仕事を辞めないならあなたが会社を辞めて」と心ない言葉を言われたとか、また、ある看護師は、自分の子どもが通う保育所の他の保護者から、「保育所に通わせないで」と言われたという話がありました。

他にも、感染者の自宅に石が投げ入れられる、特定の国の人々に対してタクシーが乗車拒否をする、宅配業者の配達員が「コロナを運ぶな」と除菌スプレーをかけられるなど、新型コロナウイルスによる差別やいじめの事例は数多くあります。愛媛県においても、中傷のビラが貼られたり、長距離トラックの運転手の子どもが学校から通学を見合わせるように言われるなどという事例が発生しました。

そのような差別やいじめが生まれる背景には、「新型コロナウイルスに対する正しい知識を持たないことから、過度に不安や恐れを抱いてしまい、過剰な行動に走ってしまう」という傾向にあることが指摘されています。

私たちは、社会に対して、「恐れるべきはウイルスであって、人ではない」、「病気を理由に人を差別したり、職業や属性だけでレッテルを貼って、排除したりすることは絶対に許されない」というメッセージと同時に、「それぞれの立場で共に闘おう」という思いを伝えていくことが重要です。

第IV章 推進体制

1 市の推進体制

市が行うすべての業務について、人権にかかわりのない仕事はなく、職員一人ひとりが人権尊重の視点に立った行政を推進していくことが求められています。

市では、基本計画に基づいた人権施策を推進するために、関係部署が協力、連携し、市のあらゆる行政分野で人権尊重の理念を基礎としたまちづくりを、総合的、全庁的かつ積極的に推進します。

2 国、県及び他市町との連携

国、県、他市町がそれぞれの立場から、様々な取組を行っています。人権尊重のまちづくりを進めていくためには、相互の緊密な連携のもと、情報交換を促進し、協力体制を強化して、総合的かつ効果的な人権教育及び啓発活動を推進します。

3 各種関係機関との連携

人権意識の高揚や人権感覚を培っていくためには、行政だけではなく、NPO、ボランティアグループ、各種関係団体、企業、教育機関などの地域で活動する多様な主体による協働が不可欠であり、全市的な取組により、人権が尊重される社会の実現に努めます。

特に、価値観の多様化や地域社会を取り巻く環境の変化に伴い、ボランティア活動やNPOに参加する人が増加しており、地域づくりの担い手として、大きな役割を果たすようになっています。

行政としても、これらの自主的な取組やノウハウを活かしていくことは、市民が主体的、自主的な活動により人権教育及び啓発を推進する観点からも重要であり、市民参加型の啓発活動が行えるよう、NPOをはじめとする多様な主体による協働を推進します。

また、職場における様々なハラスメントの解消を目指し、企業等による人権啓発を積極的に支援します。

4 市民に期待される役割

すべての市民の人権が真に尊重される人権文化の花が咲くまち西条市の実現のためには、市民自らがその担い手であることを認識し、人権意識の高揚に努めることが重要です。

人権はすべての人に保障されていますが、人間は一人ひとり違っており、お互いを認め合い、思いやることができるよう、人権意識を高め、日常生活の行動に根付かせていかなければなりません。

人権問題は、一人ひとりの心の問題でもあり、生涯を通じて、常に学習していく姿勢が求められています。市民一人ひとりの主体的な行動によって、すべての人が個人として尊重される、明るく住みよいまちの実現を目指します。



1 日本国憲法（抄）

（1946〔昭和21〕年11月3日公布）

前 文

…（略）… 日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。…（略）…

第3章【国民の権利及び義務】

第11条（基本的人権）

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条（自由及び権利の保持義務と公共福祉性）

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条（個人の尊重と公共の福祉）

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条（法の下での平等）

- 1 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

第18条（奴隷的拘束及び苦役の禁止）

何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第19条（思想及び良心の自由）

思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条（信教の自由）

- 1 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

第21条（集会、結社及び表現の自由と通信秘密の保護）

- 1 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
- 2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第 22 条（居住、移転、職業選択、外国移住及び国籍離脱の自由）

- 1 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。
- 2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第 23 条（学問の自由）

学問の自由は、これを保障する。

第 24 条（家族関係における個人の尊厳と両性の平等）

- 1 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

第 25 条（生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務）

- 1 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
- 2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公共衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第 26 条（教育を受ける権利と受けさせる義務）

- 1 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
- 2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第 27 条（勤労の権利と義務、勤労条件の基準及び児童酷使の禁止）

- 1 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。
- 2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
- 3 児童は、これを酷使してはならない。

第 28 条（勤労者の団結権及び団体行動権）

勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第 10 章【最高法規】

第 97 条（基本的人権の由来特質）

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第 98 条（憲法の最高性と条約及び国際法規の遵守）

- 1 この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。
- 2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

2 世界人権宣言（抄）

（1948〔昭和23〕年12月10日 第3回国際連合総会採択）

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条（自由平等）

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条（権利と自由の享有に関する無差別的待遇）

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

第3条（生命、自由、身体の安全）

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条（奴隷の禁止）

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第7条（法の下での平等）

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条（裁判による救済）

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第12条（プライバシーの保護）

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条（移動と居住の自由）

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条（迫害から避難する権利）

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。

第15条（国籍を有し、変更する権利）

- 1 すべて人は、国籍を持つ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条（婚姻及び家庭の権利）

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自主かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第22条（社会保障の権利）

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第 23 条（労働の権利）

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。

第 24 条（休息の権利）

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第 25 条（生存権、母と子の権利）

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第 26 条（教育の権利）

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。…（略）…
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。…（略）…

第 29 条（社会に対する義務）

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当たっては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。



3 同和対策審議会答申（抄）

（1965〔昭和40〕年8月11日）

前 文

昭和36年12月7日内閣総理大臣は本審議会に対して「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」について諮問された。いうまでもなく同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。したがって、審議会はこれを未解決に放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題であるとの認識に立って対策の探求に努力した。その間、審議会は問題の重要性にかんがみ在置期限を二度にわたって延長し、同和地区の実情把握のために全国および特定の地区の実態の調査も行った。その結果は附属報告書のとおりきわめて憂慮すべき状態にあり、関係地区住民の経済状態、生活環境等がすみやかに改善され平等なる日本国民としての生活が確保されることの重要性を改めて認識したのである。

したがって、審議もきわめて慎重であり、総会を開くこと42回、部会121回、小委員会21回におよんだ。

しかしながら、現在の段階で対策のすべてにわたって具体的に答申することは困難である。しかし、問題の解決は焦眉の急を要するものであり、いたずらに日を重ねることは許されない状態にあるので、以下の結論をもってその諮問に答えることとした。

時あたかも政府は社会開発の基本方針をうち出し、高度経済成長に伴う社会経済の大きな変動がみられようとしている。これと同時に人間尊重の精神が強調されて、政治、行政の面で新しく施策が推進されようとする状態にある。まさに同和問題を解決すべき絶好の機会というべきである。

政府においては、本答申の報告を尊重し、有効適切な施策を実施して、問題を抜本的に解決し、恥ずべき社会悪を払拭して、あるべからざる差別の長き歴史の終止符が一日もすみやかに実現されるよう万全の処置をとられることを要望し期待するものである。

第1部 同和問題の認識

1 同和問題の本質

いわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である。

その特徴は、多数の国民が社会的現実としての差別があるために一定地域に共同体的集落を形成していることにある。最近この集団的居住地域から離脱して一般地区に混在するものも多くなってきているが、それらの人々もまたその伝統的集落の出身なるがゆえに陰に陽に身分的差別のあつかいをうけている。集落をつくって

る住民は、かつて「特殊部落」「後進部落」「細民部落」など蔑称でよばれ、現在でも「未解放部落」または「部落」などとよばれ、明らかな差別の対象となっているのである。

この「未解放部落」または「同和関係地区」（以下単に「同和地区」という。）の起源や沿革については、人種的起源説、宗教的起源説、職業的起源説、政治的起源説などの諸説がある。しかし、本審議会は、これら同和地区の起源を学問的に究明することを任務とするものではない。ただ、世人の偏見を打破するためにはっきり断言しておかなければならないのは同和地区の住民は異人種でも異民族でもなく、疑いもなく日本民族、日本国民である、ということである。

すなわち、同和問題は、日本民族、日本国民のなかの身分的差別をうける少数集団の問題である。同和地区は、中世末期ないしは近世初期において、封建社会の政治的、経済的、社会的諸条件に規制せられ、一定地域に定着して居住することにより形成された集落である。

封建社会の身分制度のもとにおいては、同和地区住民は最下級の賤しい身分として規定され、職業、住居、婚姻、交際、服装等にいたるまで社会生活のあらゆる面できびしい差別扱いをうけ、人間外のものとして、人格をふみにじられていたのである。しかし明治維新の変革は、同和地区住民にとって大きな歴史的転換の契機となった。すなわち、明治4年8月28日公布された太政官布告第61号により、同和地区住民は、いちおう制度上の身分差別から解放されたのである。この意味において、歴史的な段階としては、同和問題は明治維新以後の近代から解消への過程をたどっているといえることができる。しかしながら、太政官布告は形式的な解放令にすぎなかった。それは単に蔑称を廃止し、身分と職業が平民なみにあつかわれることを宣明したにとどまり、現実の社会関係における実質的な解放を保障するものではなかった。いいかえれば、封建社会の身分階層構造の最低辺に圧迫され、非人間的な権利と極端な貧困に陥れられた同和地区住民を、実質的にその差別と貧困から解放するための政策は行われなかった。したがって、明治維新後の社会においても、差別の実体はほとんど変化がなく、同和地区住民は、封建時代とあまり変わらない悲惨な状態のもとに絶望的な生活を続けてきたのである。

その後、大正時代になって、米騒動が勃発した際、各地で多数の同和地区住民がそれに参加した。その後、全国水平社の自主的解放運動がおこり、それを契機によりやがて同和問題の重要性が認識されるにいたった。すなわち、政府は国の予算に新しく地方改善費の名目による地区の環境改善を行うようになった。しかし、それらの部分的な改善によって同和問題の根本的解決が実現するはずはなく、同和地区住民はいぜんとして、差別の中の貧困の状態におかれてきた。

わが国の産業経済は、「二重構造」といわれる構造的特質をもっている。すなわち、一方には先進国なみの発展した近代的大企業があり、他方には後進国なみの遅れた中小企業や零細経営の農業がある。この二つの領域のあいだには質的な断層が

あり、頂点の大企業と底辺の零細企業とは大きな格差がある。

なかでも、同和地区の産業経済はその最底辺を形成し、わが国経済発展からとり残された非近代的部門を形成している。

このような経済構造の特質は、そっくりそのまま社会構造に反映している。すなわち、わが国の社会は、一面では近代的な市民社会の性格をもっているが、他面では、前近代的な身分社会の性格をもっている。今日なお古い伝統的な共同体関係が生き残っており、人々は個人として完全に独立しておらず、伝統や慣習に束縛されて、自由な意志で行動することを妨げられている。

また、封建的な身分階層秩序が残存しており、家父長制的な家族関係、家柄や格式が尊重される村落の風習、各種団体の派閥における親分子分の結合など、社会のいたるところに身分の上下と支配服従の関係がみられる。

さらに、また、精神、文化の分野でも昔ながらの迷信、非合理的な偏見、前時代的な意識などが根づよく生き残っており、特意の精神風土と民族的性格を形成している。

このようなわが国の社会、経済、文化体制こそ、同和問題を存続させ、部落差別を支えている歴史的社会的根拠である。

したがって、戦後のわが国の社会状況はめざましい変化を遂げ、政治制度の民主化が前進したのみでなく、経済の高度成長を基底とする社会、経済、文化の近代化が進展したにもかかわらず、同和問題はいぜんとして未解決のままでとり残されているのである。しかるに、世間の一部の人々は、同和問題は過去の問題であって、今日の民主化、近代化が進んだわが国においてはもはや問題は存在しないと考えている。

けれども、この問題の存在は、主観をこえた客観的事実に基づくものである。

同和問題もまた、すべての社会事象がそうであるように、人間社会の歴史的発展の一定の段階において発生し、成長し、消滅する歴史的現象にほかならない。

したがって、いかなる時代がこようと、どのように社会が変化しようと、同和問題が解決することは永久にありえないと考えるのは妥当でない。また、「寝た子をおこすな」式の考えで、同和問題はそのまま放置しておけば社会進化にともないつとはなく解消すると主張することにも同意できない。

実に部落差別は、半封建的な身分的差別であり、わが国の社会に潜在的または顕在的に厳存し、多種多様の形態で発現する。それを分類すれば、心理的差別と実態的差別とにこれを分けることができる。

心理的差別とは、人々の観念や意識のうちに潜在する差別であるが、それは言語や文字や行為を媒介として顕在化する。たとえば、言葉や文字で封建的な身分の賤称をあらわして侮蔑する差別、非合理的な偏見や嫌悪の感情によって交際を拒み、婚約を破棄するなどの行為にあらわれる差別である。実態的差別とは、同和地区住民の生活実態に具現されている差別のことである。たとえば、就職・教育の機会均等

が実質的に保障されず、政治に参加する権利が選挙などの機会に阻害され、一般行政諸施策がその対象から疎外されるなどの差別であり、このような劣悪な生活環境、特殊で低位の職業構成、平均値の数倍にのぼる高率の生活保護率、きわだって低い教育文化水準など同和地区の特徴として指摘される諸現象は、すべて差別の具象化であるとする見方である。

このような心理的差別と実態的差別とは相互に因果関係を保ち相互に作用しあっている。すなわち、心理的差別が原因となって実態的差別をつくり、反面では実態的差別が原因となって心理的差別を助長するという具合である。そして、この相関関係が差別を再生産する悪循環をくりかえすわけである。

すなわち、近代社会における部落差別とは、ひとくちに言えば、市民的権利、自由の侵害にほかならない。市民的権利、自由とは、職業選択の自由、教育の機会均等を保障される権利、住居および移転の自由、結婚の自由などであり、これらの権利と自由が同和地区住民にたいしては完全に保障されていないことが差別なのである。これらの市民的権利と自由のうち、職業選択の自由、すなわち、就職の機会均等が完全に保障されていないことが特に重大である。なぜなら、歴史をかえりみても、同和地区住民がその時代における主要産業の生産過程から疎外され、賤業とされる雑業に従事していたことが社会的地位の上昇と解放への道を阻む要因となったのであり、このことは現代社会においても変わらないからである。したがって、同和地区住民に就職と教育の機会均等を完全に保障し、同和地区に滞留する停滞的過剰人口を近代的な主要産業の生産過程に導入することにより生活の安定と地位の向上をはかることが、同和問題解決の中心的課題である。

以上の解明によって、部落差別は単なる観念の亡霊ではなく現実の社会に実存することが理解されるであろう。いかなる同和対策も、以上のような問題の認識に立脚しないかぎり、同和問題の根本的解決を実現することはもちろん、個々の行政施策の部分的効果を十分にあげることをも期待しがたいであろう。

2 同和問題の概観

第2部 同和対策の経過

1 部落改善と同和対策 2 解放運動と融和対策 3 現在の同和対策とその評価

第3部 同和対策の具体案

これまでの同和対策は、明治維新の際の太政官布告を抛りどころとするものであって、それはそれなりに無視することのできない意義をもっていた。けれども現時点における同和対策は、日本国憲法に基づいて行われるものであって、より積極的な意義をもつものである。その点では同和行政は、基本的には国の責任において当然行うべき行政であって、過渡的な特殊行政でもなければ、行政外の行政でもない。

部落差別が現存するかぎりこの行政は積極的に推進されなければならない。

したがって、同和対策は、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業職業の安定、教育

文化の向上及び基本的人権の擁護等を内容とする総合対策でなければならないのである。

以上の諸施策は、各々その分野において強力に推進されなければならないが、同時に、総合対策として統一的に把握され、有機的かつ計画的に実施されなければならない。

なお、この際とくに次の諸点に留意する必要が認められる。

- ① 社会的、経済的、文化的に同和地区の生活水準の向上をはかり、一般地区との格差をなくすことが必要である。このためには、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業職業の安定、教育文化の向上等の諸施策を積極的かつ強力に実施されなければならない。なおこの場合、地区住民の自覚をうながし、自立意識を高めることが強く要請される。
 - ② 地区住民に対する差別的偏見を根絶することが必要である。このためには、学校教育、社会教育を通じて同和教育の徹底をはかるとともに、人権擁護活動を活発に展開しなければならない。なおこの場合、部落差別は古い因習や迷信と無関係ではありえない。したがって、このような弊風を温存する非合理性の強い、おくれた地域社会の体質を改善し、その近代化をはかるためにも適切な対策を講ずることがきわめて大切である。
 - ③ 同和問題を社会開発および経済開発の中に正しく位置づけ、前進する日本の政治態勢の中でその解決をはかることが必要である。たとえば、多年の懸案である生活環境の改善や就職の機会均等などの諸施策は、このような現在の前向きの姿勢の中で積極的に推進されなければならない。
- 1 環境改善に関する対策
 - 2 社会福祉に関する対策
 - 3 産業・職業に関する対策
 - 4 教育問題に関する対策
 - 5 人権問題に関する対策

結 語

同和行政の方向

同和問題の根本的解決にあたっては、以上に述べた認識に立脚し、その具体策を強力かつすみやかに実施に移すことが国の責務である。したがって国の政治的課題としての同和対策を政策のなかに明確に位置づけるとともに、同和対策としての行政施策の目標を正しく方向づけることが必要である。そのためには国および地方公共団体が実施する同和問題解決のための諸施策に対し制度的保障が与えられなければならないが、とくに次の各項目についてすみやかに検討を行ない、その実現をはかることが、今後の同和対策の要諦である。

- ① 現行法規のうち同和対策に直接関連する法律は多数にのぼるが、これら法律に基

づいて実施される行政施策はいずれも多分に一般行政施策として運用され、事実上同和地区に関する対策は枠外におかれている状態である。これを改善し、明確な同和対策の目標の下に関係制度の適用上の配慮と特別の措置を規定する内容を有する「特別措置法」を制定すること。

- ② 同和対策は、今後の政府の施策の強化により新しい姿勢をもって推進されるべきであるが、このためにはそれに応ずる新たな行政組織を考慮する必要がある。政府の施策の統一性を保持し、より積極的にその進展をはかるため、従前の同和問題閣僚懇談会をさらに充実するとともに、施策の計画の策定及びその円滑な実施などにつき協議する「同和対策推進協議会」の如き組織を国に設置すること。
- ③ 地方公共団体における各種同和対策の水準の統一をはかり、またその積極的推進を確保するためには、国は、地方公共団体に対し同和対策事業の実施を義務づけるとともに、それに対する国の財政的助成措置を強化すること。この場合、その補助対象を拡大し、補助率を高率にし、補助額の実質的単価を定めることなどについて、他の一般事業補助に比し、実情を配慮した特段の措置を講ずること。
- ④ 政府による施策の推進に対応し、これを補完し、かつ可及的すみやかにその実効を確保するため、政府資金の投下による事業団形式の組織が設立される等の措置を講ずること。
- ⑤ 同和地区内における各種企業の育成をはかるため、それらに対する特別の融資等の措置について配慮を加えること。
- ⑥ 同和問題の根本的解決と同和対策の効率的な実施のためには、長期的展望の下に、総合計画を策定し、環境改善、産業、職業、教育などの各面にわたる具体的年次計画を樹立すること。

4 地域改善対策協議会意見具申（抄）

（同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について）

（1996〔平成8〕年5月17日）

1 同和問題に関する基本認識

…（略）…（大戦や地域紛争が続いた20世紀を経験した）人類は、「平和のないところに人権は存在し得ない」、「人権のないところに平和は存在し得ない」という大きな教訓を得た。今や、人権の尊重が平和の基礎であるということが世界の共通認識になりつつある。このような意味において、21世紀は「人権の世紀」と呼ぶことができよう。…（略）…世界の平和を願う我が国が、世界各国との連携・協力の下に、あらゆる差別の解消を目指す国際社会の重要な一員として、その役割を積極的に果たしていくことは、「人権の世紀」である21世紀に向けた我が国の重要な責務と言うべきである。

ひるがえって、我が国固有の人権問題である同和問題は、憲法が保障する基本的人権の侵害に係る深刻かつ重大な問題である。戦後50年、本格的な対策が始まってからも四半世紀余、同和問題は多くの人々の努力によって、解決に向けて進んでいるものの、残念ながら依然として我が国における重要な課題といわざるを得ない。その意味で、戦後民主主義の真価が問われていると言えよう。また、国際社会における我が国の果たすべき役割からすれば、まずは、足元ともいえるべき国内において、同和問題など様々な人権問題を一日も早く解決するよう努力することは、国際的な責務である。

1965年（昭和40）年の同和対策審議会答申（同対審答申）は、同和問題の解決は国の責務であると同時に国民的課題であると指摘している。その精神を踏まえて、今後とも、国や地方公共団体はもとより、国民の一人一人が同和問題の解決に向けて主体的に努力していかなければならない。そのためには、基本的人権を保障された国民一人一人が、自分自身の課題として、同和問題を人権問題という本質から捉え、解決に向けて努力する必要がある。

同和問題は過去の問題ではない。この問題の解決に向けた今後の取組みを人権にかかわるあらゆる問題の解決につなげていくという、広がりをもった現実の課題である。

…（略）…

2 同和問題解決への取組みの経緯と現状

（1）これまでの経緯（略）

（2）現状と課題

① 現状

（略）

② これまでの成果と今後の主な課題

（1993（平成5）年同和地区実態把握等調査の結果からみて）これまでの対策は生活環境をはじめとする物的な基盤整備がおおむね完了するなど着実に成果をあ

げ、様々な面で存在していた格差は大きく改善された。

しかし、高等学校や大学への進学率にみられるような教育の問題、これと密接に関連する不安定就労の問題、産業面の問題など、較差がなお存在している分野がみられる。差別意識は着実に解消に向けて進んでいるものの結婚問題を中心に依然として根深く存在している。また、人権侵害が生じている状況もみられ、その際の人権擁護機関の対応はなお十分なものとはいえない。さらに、適正化対策もなお不十分な状況である。

同和問題の解決に向けた今後の主要な課題は、依然として存在している差別意識の解消、人権侵害による被害の救済等の対応、教育、就労、産業等の面でなお存在している較差の是正、差別意識を生む新たな要因を克服するための施策の適正化であると考えられる。これらの課題については、その背景に関して十分な分析を行い、適切な施策が講じられる必要がある。

3 同和問題解決への展望

(1) これまでの対策の意義と評価（略）

(2) 今後の施策の基本的な方向

特別対策は、事業の実施の緊要性等に応じて講じられるものであり、状況が整えばできる限り早期に一般対策へ移行することになる。一方、教育、就労、産業等の面でなお存在している較差の背景には様々な要因があり、短期間で集中的に格差を解消することは困難とみられ、ある程度の時間をかけて粘り強く較差解消に努めるべきである。…（略）…

同対審答申は、「部落差別が現存するかぎりこの行政は積極的に推進されなければならない」と指摘しており、特別対策の終了、すなわち一般対策への移行が、同和問題の早期解決を目指す取組みの放棄を意味するものではないことは言うまでもない。一般対策移行後は、従来にもまして、行政が基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据え、一部に立ち遅れのあることも視野に入れながら、地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努め、真摯に施策を実施していく主体的な姿勢が求められる。

4 今後の重点施策の方向

(1) 差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進

① 基本的な考え方

…（略）…同和問題に関する国民の差別意識は解消に向けて進んでいるものの依然として根深く存在しており、その解消に向けた教育及び啓発は引き続き積極的に推進していかなければならない。

教育及び啓発の手法には、法の下での平等、個人の尊重といった普遍的な視点からアプローチしてそれぞれの差別問題の解消につなげていく手法と、それぞれの差別問題の解決という個別的な視点からアプローチしてあらゆる差別の解消につなげていく手法があるが、この両者は対立するものではなく、その両者があいま

って人権意識の高揚が図られ、様々な差別問題も解消されていくものと考えられる。

今後、差別意識の解消を図るに当たっては、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築すべきと考えられる。その中で、同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、この問題に固有の経緯等を十分に認識しつつ、国際的な潮流とその取組みを踏まえて積極的に推進すべきである。

同様な観点から、「人権教育のための国連 10 年」に係る施策の中でも、同和問題を我が国の人権問題における重要な柱と捉え、今後策定される国内行動計画に基づいて教育及び啓発を積極的に推進し、同和問題に関する差別意識の解消に努めるべきである。

② 実施体制の整備と内容の創意工夫

国や地方公共団体においては、これまでの積み上げられてきた成果や手法への評価を踏まえて、実施体制の整備や必要な施策について検討すべきである。その際、「人権教育のための国連 10 年」に係る施策の積極的な推進等による差別意識の解消に向けた教育及び啓発の総合的かつ効果的な推進という観点を踏まえる必要がある。また、従来特別対策として行ってきた学校教育や社会教育、…（中略）…各種の啓発事業については、人権教育、人権啓発推進という観点から再構成すべきである。…（略）…

教育及び啓発の内容の面でも、様々な課題に対する国際的な人権教育・啓発の成果、経験等も踏まえ、公正で広く国民の共感を得られるような更なる創意工夫を凝らし、家庭、地域社会、学校などの日常生活の中で実践的に人権意識を培っていくことが必要である。…（略）…

- (2) 人権侵害による被害の救済等の充実強化（略）
- (3) 地域改善対策特定事業の一般対策への円滑な移行（略）
- (4) 今後の施策の適正な推進（略）
- (5) その他（略）

5 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(2000〔平成12〕年12月6日公布)

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条または性別による不当な差別の発生等の人権侵害の状況その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の義務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以降に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適応する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

6 西条市の取組

(1) 人権尊重都市宣言

平成 17 年 12 月 22 日

すべての人間は生まれながらにして自由であり、
かつその尊厳と権利について平等である。

本市は、日本国憲法の保障する基本的人権尊重の
精神が全市民に広がり、お互いに相手の立場を考えた
豊かな人間関係をつくり出し、人権文化に根付いた
明るく住みよい地域社会を構築していくことを目指して、
ここに西条市を人権尊重都市とすることを宣言する。
以上、決議する。

愛媛県西条市議会

(2) 西条市人権文化のまちづくり条例

(2004〔平成 16〕年 11 月 1 日公布)

(目的)

第 1 条 この条例は、全ての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法を基本理念として、部落問題をはじめ、女性、障害者、子ども、高齢者、外国人等へのあらゆる人権侵害（以下「人権侵害」という。）をなくするための市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、人権文化の根付いた明るく住みよい西条市の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第 2 条 市は、前条の目的を達成するため、全ての分野にわたり人権に配慮し、人権文化のまちづくりに関する施策（以下「人権施策」という。）を積極的に推進するとともに、人権尊重の社会的環境づくりと人権意識の高揚を図るものとする。

2 市は、人権侵害をなくするため、関係機関と連携し、人権教育及び啓発に努めるものとする。

(市民及び事業者の責務)

第 3 条 市民及び事業者は、この条例の精神を尊重し、自らが人権文化のまちづくりの担い手であることを認識し、人権意識の向上に努めるとともに人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

(計画の策定)

第4条 市は、人権施策を総合的かつ効果的に推進するため、人権施策に関する基本となるべき計画を策定するものとする。

(啓発活動の充実)

第5条 市は、市民及び事業者の人権意識の高揚を図るため、啓発組織の充実と啓発事業の推進に努め、人権尊重の社会的環境の醸成を促進するものとする。

(推進体制の充実)

第6条 市は、この条令に基づく施策を効果的に推進するため、国、県その他関係団体との連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

(調査の実施)

第7条 市は、人権施策に資するため、必要に応じて調査を行うものとする。

(人権文化のまちづくり審議会)

第8条 市は、人権侵害をなくするための重要事項を審議する機関として、西条市人権文化のまちづくり審議会を設置する。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成16年11月1日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(3) 西条市人権文化のまちづくり条例施行規則

(2004〔平成16〕年11月1日公布)

(趣旨)

第1条 この規則は、西条市人権文化のまちづくり条例(平成16例第134号。以下「条例」という。)第7条の規定に基づく西条市人権文化のまちづくり審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、あらゆる人権侵害をなくするための重要事項について審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体代表者
- (3) 関係行政機関及び市の職員

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いたのちも、また、同様とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が召集し、会長が議長となる、

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、人権施策を担当する部署において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年11月1日から施行する。